

秀衡の持仏堂

—平泉柳之御所遺跡出土瓦の一解釈—

上原真人

1 はじめに—柳之御所遺跡の出土瓦—

奥州藤原氏四代(清衡・基衡・秀衡・泰衡)が権力基盤を確立した歴史的背景やその滅亡の経過は、大河ドラマなどを通じて、一般にも広く知られるようになった。その藤原氏四代の政治・経済・文化の拠点が、平泉(岩手県西磐井郡平泉町)である。

柳之御所遺跡発掘の意義と問題点 平泉の考古学的な解明は、1930年の毛越寺における円隆寺金堂・東回廊跡の発掘調査に始まり[服部1931・32]、1953年の平泉遺跡調査会の発足で継続的に進められるに至った[本澤1992、藤島1995]。毛越寺・無量光院・観自在王院・中尊寺などの寺院跡を中心に発掘が進んだ当初は、美術史・建築史・庭園史・仏教史の研究者が関心を寄せても、東北古代政治史や奥州藤原氏四代の歴史叙述に、発掘成果を生かす余地は少なかった。そうした状況を一変したのは、1988年に始まった北上川遊水池堤防建設・国道平泉バイパス併設事業に先立つ柳之御所遺跡の緊急発掘調査である。

事業着手以前から、平泉遺跡調査会や平泉町教育委員会(以下、「平泉町教委」と略称)が、柳之御所遺跡の学術調査や範囲確認調査を実施していた。しかし、調査面積が少ないために遺跡の全貌がわからず、結局、大規模な緊急発掘で柳之御所遺跡の中樞が広範に姿を見せるまで、歴史的意義が十分に理解できなかった。しかし、北を北上川、南を猫間が淵ではさまれた天然の要害に立地し、周囲に堀がめぐる東西約300m、南北約400mの柳之御所遺跡堀内部地区(以下、とくに断らない限り、本稿の「柳之御所遺跡」は堀内部地区をさす)が、『吾妻

鏡』文治5(1189)年9月17日条の「寺塔已下注文」(以下、文治注文」と略称)に記載された「平泉館」と推定されるようになり、東北古代史上の柳之御所遺跡の重要性が全国規模でアピールされるに至ったのである。

とくに膨大量の出土「かわらけ」が、遺跡の都市的性格を反映するという議論[藤原1988]を受けて、宴会・饗応の場としての柳之御所遺跡、すなわち儀式・政治の場としての「平泉館」の性格を強調し、園池を中心とした中枢建物群にも「政庁」的性格が現れているとする立場、堀内部地区だけでなく、堀に架かる橋や道路遺構をもとに、加羅御所・無量光院などの他の遺跡と、有機的に結びついた都市景観を推定する立場など、文献史学から平泉政権論・都市計画論・宗教空間(方位)論に関わる積極的な発言[義江1991、斎藤1992、菅野1991]がなされたことは、その後の工事計画の変更、柳之御所遺跡の保存・史跡指定に向けての市民運動の原動力となり、近年の平泉研究[鎌田1998b、八重樫1999b、前川2000]の指針となった。

一方、発掘調査を担当した(財)岩手県文化振興事業団埋蔵文化財センター(以下、「岩手県埋文センター」と略称)のメンバーが、調査成果をまとめる整理途上において、各分野の検討成果を早期に公表した[岩手県埋文センター1991、松本1992・93・94、鎌田1994、三浦1990・92など]意義も大きい。そうした検討成果は、他地域・他分野の研究者の関心を呼び起こし、遺跡保存に向けての理論的基礎を提供し、新たな研究方法や視角を開発し、正式の調査報告書[岩手県埋文センター1995]をより充実した内容へと導いたはずである。

しかし、一方、正式の調査報告書が未刊の段階で公表された成果には、データの基礎的な検討が不十分だったにもかかわらず、その後の研究や、さらには調査報告書公刊においても大きな影響力を持ち続けた誤解が含まれていたように思える。本稿の主題となる柳之御所遺跡出土瓦から、本体が檜皮葺^{註1}で大棟だけを瓦で覆う葺棟屋根(第13図。以下、「檜皮葺・葺棟」屋根と略称)の寝殿造建築あるいは「政庁」的中枢建物を復原する見解も、その一つである。

発掘調査報告書の公刊は「結論」ではなく、資料の共有である。それによって、遠隔地に住む部外者でも、ようやく柳之御所遺跡について発言できるよう

になったわけである。その恩恵を直接こうむっているにもかかわらず、以下、報告書の完成に関与された方々に、礼を失した言辞を弄することになる。しかし、それは方々の努力の結晶を活用する一つの方法であり、その努力と成果に対して最大限の敬意を表していることを明記しておきたい。

柳之御所跡出土瓦に関する研究と問題(1) 柳之御所遺跡の発掘調査がもたらした知見は数多い。その一つに、柳之御所遺跡で出土する瓦の意義づけがある。岩手県埋文センターによる柳之御所遺跡の発掘調査で、1000点以上の瓦の破片が出土した[鎌田1994、岩手県埋文センター1995]。その全貌が公開される以前に、江谷寛はすでに紹介されていた中尊寺伝大池周辺遺跡の西方建物(伝小経蔵跡・同南方建物)などの発掘で出土した瓦(以下、「中尊寺大池周辺出土瓦」と略称)[矢崎1964]と平泉町教委が実施した柳之御所跡第13次調査出土瓦[平泉町教委1984]、「毛越寺付近出土の宝相華文軒平瓦」[岩越1958]などを平安京出土瓦と対比して、以下の諸点を指摘した[江谷1993]。

E① 中尊寺大池周辺出土瓦と柳之御所遺跡出土瓦とは「基本的に同時期で同形式あるいは同範」で、12世紀第3四半期のものである。

E② それらの軒平瓦は、平安京周辺における平安時代後期の製品と同じ折曲技法で製作されている。

E③ 中尊寺大池周辺と柳之御所遺跡で出土した軒丸瓦・軒平瓦に共通する周縁に圏線をめぐらせる方式は、河内向山瓦窯の製品と共通する。

E④ 中尊寺大池周辺と柳之御所遺跡で出土した外区に珠紋と突線剣頭がめぐる三ツ巴紋軒丸瓦は、法住寺殿の一角を占めた最勝光院出土例に似ている。

E⑤「毛越寺付近出土の宝相華文軒平瓦」は南都系や播磨系軒平瓦に類品がある。

E⑥「平泉で出土する瓦の量から考えると、中尊寺を含めて、これらの建物の大半は檜皮葺であって、大棟、下り棟等に葺かれていた瓦であった」。

E①～E⑤は類例を指摘したにとどまり、これをもとに具体的な年代論は展開されていない。むしろ「平泉で出土する状況は、他の出土遺物からみると12世紀の第3四半期以後となる」など、平安京出土瓦との対比を標榜しながら、江谷論文は瓦自体の文脈から年代論を構築することには積極的ではない。

柳之御所遺跡出土瓦に関する研究と問題(2) 製作技法や紋様の分析による瓦の年代や系譜、さらには出土状況などを根拠とした瓦の使用法に至るまで、各分野の先行研究を踏まえて、柳之御所遺跡出土瓦を詳細に検討したのは鎌田勉である[鎌田1994]。鎌田は柳之御所遺跡出土瓦だけでなく、東北地方の平安時代の瓦全体を見渡して立論しており、その議論も多岐に渡る。しかも、その後さらに検討対象を広げ、議論を深化している[鎌田1995・98a]。しかし、柳之御所遺跡出土瓦に限れば、鎌田の所論は以下のように要約できるだろう。

K① 柳之御所遺跡出土瓦は、胎土・焼成からⅠ～Ⅲ類に分類でき、これは成形調整技法の違いにも対応する。

K② 軒瓦で瓦当紋様が判明するのはⅠ・Ⅱ類で、軒丸瓦には巴紋(A1～5)^{註2}、複弁蓮華紋(B1)、軒平瓦には劔頭紋(C1～3)、劔巴紋(D1)、連巴紋(E1)、唐草紋(F1)、宝相華紋(G1)がある。

K③ 柳之御所遺跡における軒瓦のセットは、軒丸瓦A1・A2と軒平瓦C1・C2、軒丸瓦A3と軒平瓦C1・C2・E1、軒丸瓦A4と軒平瓦C3・D1が推定でき、一つの屋根に多様な紋様の瓦が共存していたと考えられる。

K④ 軒平瓦の成型法には、折曲技法(C1～3、D1)以外に、半折曲技法(F1・G1)や播磨系の包込み技法(E1)も存在する。

K⑤ 柳之御所遺跡では池の北東の中心建物の周辺で瓦が多数出土し、瓦はそこで使用した可能性が高い。池の南西でも瓦が比較的多数出土するが、それらは池の北東からの流れ込みである。

K⑥ 柳之御所遺跡の軒丸瓦A2・A3・A4、軒平瓦C2・C3・D1は、中尊寺大池周辺出土瓦と同範で、胎土・焼成・製作技法も共通し、同じ工人が同じ工房で製作した可能性が高い。

K⑦ 柳之御所遺跡や中尊寺大池周辺で出土する平泉の瓦は、在地で系譜づけられず、12世紀に他地域から平泉に移入され、突如出現した。

K⑧ 平泉に導入された造瓦技術の源流は、京都洛北幡枝系を主体とし、河内向山瓦窯系の影響も受けている可能性がある。

K⑨ 京都における瓦の年代観に対比すると、京都から平泉への造瓦技術の伝播

時期は法住寺殿造営の1161～67年前後である。

K⑩岩手県埋文センターの発掘で出土した瓦は約81kgにすぎず、軒瓦とそれ以外の瓦の量比を勘案しても総瓦葺屋根所用瓦ではなく葺棟所用瓦と判断できる。

K⑪檜皮葺・葺棟屋根が、柳之御所遺跡の中心建物において、公的な場、政治的な場あるいは居住者の地位表象として採用されたとすれば、秀衡の「平泉館」と考えられる柳之御所遺跡でその契機となるのは、秀衡が従五位下鎮守府将軍に任官した1170年である。

鎌田は柳之御所遺跡出土瓦を、平安京やその周辺の出土瓦や他の岩手県下出土瓦と対比し、製作技法や紋様系譜を配慮した上で立論しており、傾聴すべき点は少なくない。しかし、瓦の比較から、平泉への造瓦技術の伝播を法住寺殿造営期(1161～67年)としながら(K⑨)、瓦の使用契機を1170年における秀衡の鎮守府将軍補任まで下降させた(K⑪)点はやや強引である。その背景には「屋根葺材は建物の格や居住者の経済力・社会的地位を反映する」という筆者の主張[上原1988]を実証する意図が窺え、立場上、批判しにくいのが、瓦の年代は瓦自体から導くのが考古学の正道である。また、柳之御所遺跡出土瓦の分布の中心を、池の北東とする理解(K⑤)が事実と反することは、第4節で述べる。

柳之御所遺跡出土瓦に関する研究と問題(3) その後、公刊された報告書の考察編[岩手県埋文センター1995-分冊3]においては、軒瓦の瓦当紋様を、内区紋様と外区紋様との組み合わせで分類、法量から軒丸瓦・丸瓦を2分類、厚味・反り・縄目数・法量などから軒平瓦・平瓦を8分類するなど、いくつかの新しい試みがある。また、柳之御所遺跡を「平泉館」と断定せず、「文治注文」に記された「秀衡・泰衡の常の居所」=加羅之御所の可能性もあるなど、報告書として節度を守った立場で考察を展開している。

しかし、共伴土器の年代は瓦の廃棄年代を示す[上原1997]にもかかわらず、井戸「28SE16は1170年頃よりもいくらか後に埋められた可能性があるので、瓦はその前後に使用されていた」と述べて鎌田の年代観を追認し、「軒瓦とそれ以外の瓦破片数の比率から考えると、総瓦葺の建物があったとは想定できない」「瓦の出土絶対量や形態から考えて、棟瓦として使用された」など、本稿

にかかわる結論の重要部分は鎌田論文を基本的に踏襲している。

以上、概観したように、柳之御所遺跡出土瓦が総瓦葺屋根ではなく、檜皮葺・葺棟屋根、あるいは棟瓦に使用したという推定は、現在に至るまでの共通理解となっている。また、その年代も秀衡の鎮守府將軍補任を契機とする1170年が目安とされている。関係者の熱意と努力、そして工事担当機関の理解によって柳之御所遺跡の保存が決まり、現在、隣接地に柳之御所資料館も開館し、整備に向けた発掘調査も進みつつある。現地見学者のための仮整備においては、柳之御所遺跡内の檜皮葺・葺棟屋根建物を描いた説明案内板も登場している。柳之御所遺跡出土瓦が池の北側に存在した中心建物の檜皮葺・葺棟所用瓦であるとする見解はほぼ定説化しつつあるようだ。

しかし、最近、改めて報告書を検討すると、この定説とはまったく違う「瓦屋根の風景」が柳之御所遺跡において復原できることが判明した。すなわち、(A) 柳之御所遺跡で出土した瓦は、おもに総瓦葺の小仏堂、おそらくは秀衡の私的な持仏堂の屋根に葺いた瓦で、そこにはおそらく阿弥陀仏が祀られていた。(B) その持仏堂は二代基衡が死去した1157年よりも後、三代秀衡が後を継いで間もなく建てられたもので、1170年まで下降するものではない。(C) しかも、その持仏堂は奥州藤原氏が滅亡した1189年よりもかなり前に廃絶しており、ほぼそれを契機に柳之御所遺跡の中枢部の景観は一変した。

の3点である。以下、第2節において、平泉における瓦の変遷が、平安京の瓦変遷と並行関係にあることを検証した上で、第3節で平安京やその周辺で出土した瓦との対比を通じて、柳之御所遺跡出土瓦の年代を確定し(B)、第4節で柳之御所遺跡における瓦の出土状態や組成・形態の分析を通して、それが形づくる屋根景観を復原する(A)。それを踏まえて、第5節において、柳之御所遺跡出土瓦の所用建物の性格を検討して、歴史的に位置づける(C)。

2 平泉出土軒瓦の研究史と年代論の基礎的視角

中尊寺大池周辺出土瓦 平泉で出土する瓦が、平安宮・京周辺での消費を主目的に生産した中央の造営官司直属の瓦工房^{註3}の製品と酷似する事実は古く

から知られていた。すなわち、1962～63年に実施された中尊寺伝大池跡の西方建物(伝小経蔵跡・同南方遺跡)の発掘調査で出土した瓦が、紋様や製作技法において中央官衙系軒瓦と共通する事実が判明したのである[矢崎1964、上原1978]。江谷や鎌田が指摘したとおり、その多くは柳之御所遺跡出土瓦と共通する。柳之御所遺跡の軒瓦に関して、鎌田は複雑な組み合わせを想定するが、単位紋様の共有関係、平安京や鈴沢瓦窯(志羅山遺跡の一角)の共伴関係などから、中尊寺大池周辺出土軒瓦の基本的な組み合わせは以下のように推測でき、柳之御所遺跡出土瓦においても、それに準じた組み合わせが想定できる。

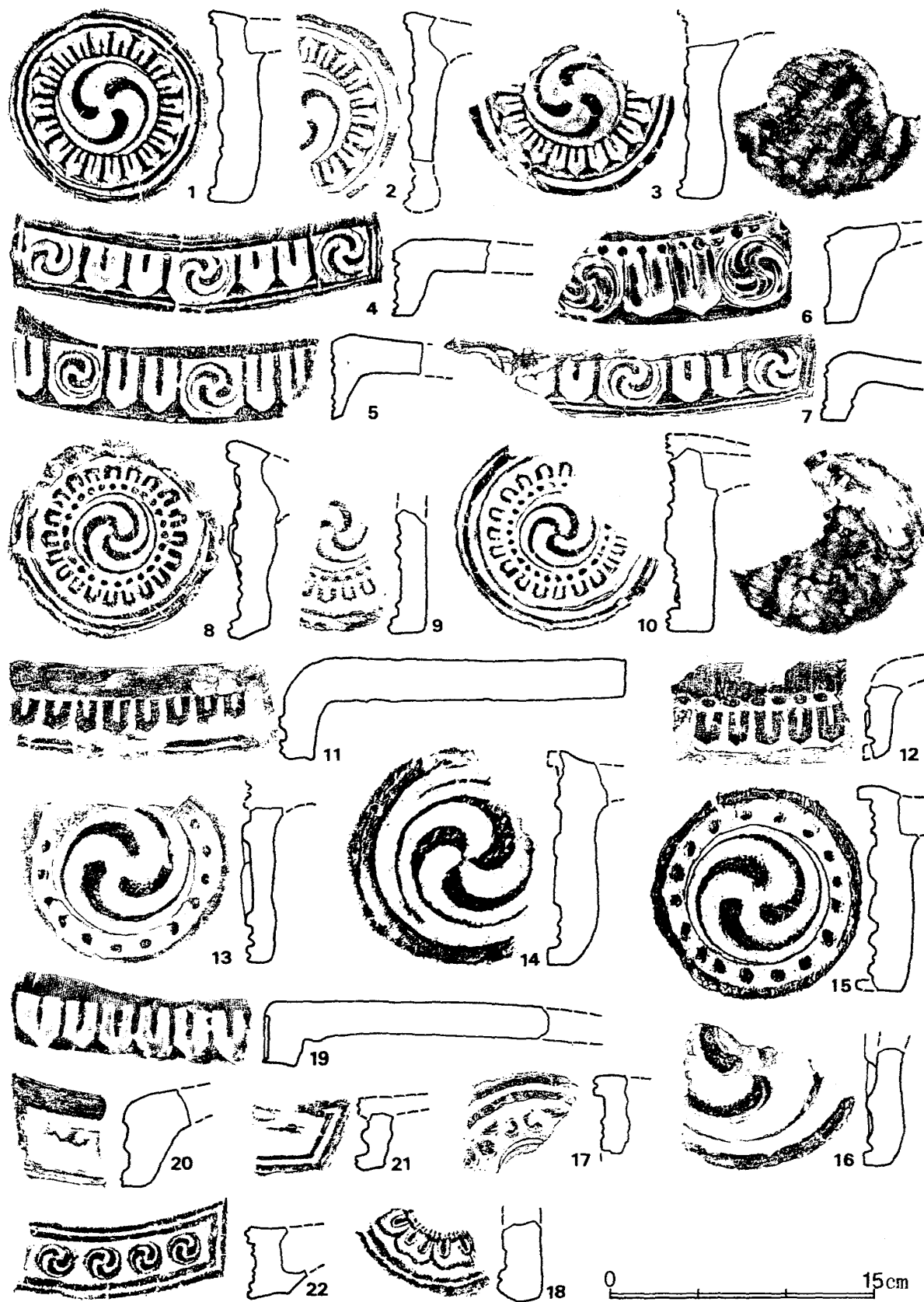
I式…(イ)周囲に放射状に配した陰刻剣頭がめぐる三ツ巴紋軒丸瓦(第1図1～3、鎌田分類A4)と、(ロ)陰刻剣頭二個と三ツ巴一個を交互に並べた剣巴紋軒平瓦(第1図4～7、鎌田分類D1)の組み合わせ。

II式…(ハ)周囲に珠紋帯と放射状に配した陽刻剣頭とがめぐる三ツ巴紋軒丸瓦(第1図8～10、鎌田分類A3)と、(ニ)陽刻剣頭紋軒平瓦(第1図11・12、鎌田分類C1・C2)の組み合わせ。

III式…(ホ)三ツ巴紋軒丸瓦(第1図13～16、鎌田分類A1・A2)と、(ハ)陰刻剣頭紋軒平瓦(第1図19、鎌田分類C3)の組み合わせ。

II式は鈴沢瓦窯で確認できる組み合わせ(八重樫忠郎教示)、III式は中央官衙系瓦屋の製品に普遍的な組み合わせである。ただし、実際の屋根の軒先や棟頂で、この組み合わせ通りに瓦を葺いたかは別問題である。とくに、III式に関しては、(ホ)は柳之御所遺跡で多数出土するのに、(ハ)は絶対量が少ない。巴紋軒丸瓦は一般需要に応える紋様の瓦として中世に隆盛する[上原1986]。平泉においても、外区の剣頭を欠く一般的な巴紋軒丸瓦(ホ)は、宝相華紋や連巴紋を含めた各種軒平瓦(第1図20～22)と組み合ったと理解できるだろう。一方、中央官衙系軒瓦と共通する製作技法とは、以下に述べる軒平瓦折曲技法をさす。

軒平瓦折曲技法 第1図19の軒平瓦(ハ)を観察すると、平瓦部と瓦当部とを一枚の粘土板から作っており、平瓦部凹面の布目圧痕は瓦当面まで連続する。瓦当面の布目圧痕は、紋様面の浅いところは明瞭、深いところは不明瞭で、瓦範押捺時に布をはがしたことがわかる。平瓦部凸面に施した縦位の縄叩き目は、



第1図 柳之御所遺跡出土瓦と中尊寺大池周辺出土瓦

[江谷1993、本澤2000などから抽出し再構成]

1・2・4・5・8・9・11・14・15・17・18・20~22 柳之御所遺跡出土瓦

3・6・7・10・12・13・16・19 中尊寺大池周辺出土瓦 縮尺1/4

瓦当部裏面まで連続するが、両部位の境目(頸部)近くでは曲げた時にシワがよっている。瓦当部下端は横箆ケズリで整えている。以上の観察から、この軒平瓦は以下のような手順で製作したと判断できる[上原1978]。

- ①糸切りで通常の平瓦と同程度の分量の粘土板を作る。
- ②布を敷いた平瓦一枚作り用の凸型台に粘土板を載せ、縄を巻いた叩板で湾曲を与える。
- ③敷いた布の端に巻き込むように、平瓦広端部を凸面側に折り曲げる。
- ④一緒に巻き込んだ布端を剥がし、瓦当面に瓦箆を打ち込む。
- ⑤瓦箆のカーブに沿って瓦当下端を横箆ケズリで整形する。
- ⑥瓦箆・凸型台からはずして乾燥・焼成。

これが軒平瓦折曲技法である。敷いた布端に巻き込むように折り曲げる(③)と、凹面側に亀裂が入らずに、瓦当面と平瓦部凹面とがなす角度(瓦当角)を直角近くにして曲げることが可能となる。ただし、軒平瓦(ニ)の第1図11においては、瓦当面に布目圧痕がなく、曲げが不十分で、平瓦部凹面から瓦当面が曲面をなし、上外区の紋様がうまく刻出されていない。おそらく、③の工程を採用せずに瓦当部を曲げて成形したのだろう。また、凸面には糸切痕が顕著であるにもかかわらず、縄叩き痕がないので、凸型台上では押圧だけで湾曲を与えたようである。一方、軒平瓦(ロ)の第1図4においても、凸面の縄叩き痕が不明瞭である。しかし、瓦当裏面には曲げによってシワが生じた縄叩き痕が観察でき、凸面の縄叩き痕もナデで消去したことがわかる^{註4}。このように軒平瓦折曲技法にも、かなりの差が認められ、中央官衙系瓦屋の製品においても、以下のような細部調整差がある。

- ⑦平瓦部凸面に叩きを施さないもの(押圧だけで湾曲を与えるもの)。
- ⑧②の縄叩きではなく斜格子叩きを施すもの。
- ⑨瓦箆を打ち込む④以前に、瓦当面の布目圧痕をナデ消す(その場合も紋様下の布目圧痕を観察できないが、瓦当角が直角をなすので、軒平瓦(ニ)とは異なり③の工程を経ていると判断できる)もの。
- ⑩⑤の整形時に頸部の曲げジワを横ナデで消去するもの。

⑪凸型台からはずした⑥以後に、瓦当上端を横篋ケズリで整形する(その場合は平瓦部凹面と瓦当面の布目圧痕は不連続となる)もの。

⑫凸型台からはずした後、凹型調整台にのせて凹面の布目圧痕を消去するもの。この場合は、頸部に凹型台の圧痕が残る。

13世紀まで下降する中央官衙系瓦屋の折曲技法軒平瓦[上原1995]と比較すると、⑫は13世紀以降の特徴で、凸面叩きの省略(⑦)やナデによる布目や曲げジワの消去(⑨⑩)も、概して後出的技法と判断できる。しかし、これら多様な軒平瓦群も含めると、軒平瓦折曲技法に共通する特徴は、瓦当部に粘土を補足せず、平瓦部から瓦当部に至るまで、一枚の粘土板から作り出す点に集約する。

紋様だけでなく製作技法も共通することは、製品自体が京都から運ばれたか、京都の瓦工が出張製作したかのいずれかである。平泉では観自在王院の東に位置する鈴沢遺跡で、Ⅱ式を焼成した窯跡が発見された[平泉町教委1974]ので、基本的に出張製作と判断できる。中尊寺金色堂(以下、「金色堂」と略称)の漆工芸[中里1992]と同様、奥州藤原氏がその経済力を駆使して、京都の工人を招聘し瓦も製作させたと考えてよいだろう。しかし、中央官衙系瓦屋で巴紋軒丸瓦一剣頭紋軒平瓦の組み合わせや、軒平瓦折曲技法が隆盛するのは12世紀後半、すなわち三代秀衡の時代に属する。にもかかわらず、平泉における造瓦技術の導入が、さらに古くまでさかのぼることは、文献史料から推定できた。

清衡が造営した「二階瓦葺経蔵」 天治3(1126)年3月24日の「藤原清衡立願文案」(『平安遺文』2059号文書)によれば、清衡が「建立供養」した「鎮護国家大伽藍一区」には、金銀泥一切経と文殊像を納めた「二階瓦葺経蔵一字」が存在した。丈六の釈迦三尊を安置した翼廊付三間四面の中心堂宇が檜皮葺なのに、経蔵だけを瓦葺にしたのは、収納した金銀泥一切経(=紺紙金銀字交書一切経)こそが清衡終生の作善行為であったからにほかならない。この「藤原清衡立願文案」は、14世紀前半の2通の写本が伝わるのみで、供養された寺院名を明記していないにもかかわらず、「中尊寺供養願文」の名称で古くから知られていた。

ところが、天治3年の「鎮護国家大伽藍一区」の姿は、文治5(1189)年の奥州藤原氏滅亡時の平泉を記した「文治注文」が描写する中尊寺伽藍と状況がま

まったく違う。平泉の栄華を示す唯一の現存建造物＝金色堂の創建は、明治30(1897)年の修理時に発見された墨書棟木銘、すなわち「天治元年八月二十日」に「大檀散位藤原清衡、女檀安部氏・清原氏・平氏」を施主として「大工物部清国」等が建立した旨を記した墨書棟木銘によって、「中尊寺供養願文」以前にさかのぼることが明確となった。しかし、願文には金色堂が掲載されておらず、棟木銘が周知される以前には、二代基衡が清衡の死後に金色堂を建立したという憶測を生んだほどである[浜田1908]。もちろん、現状やその後に進展した発掘調査の成果が示す中尊寺の実像は「文治注文」に近い[藤島1995]。

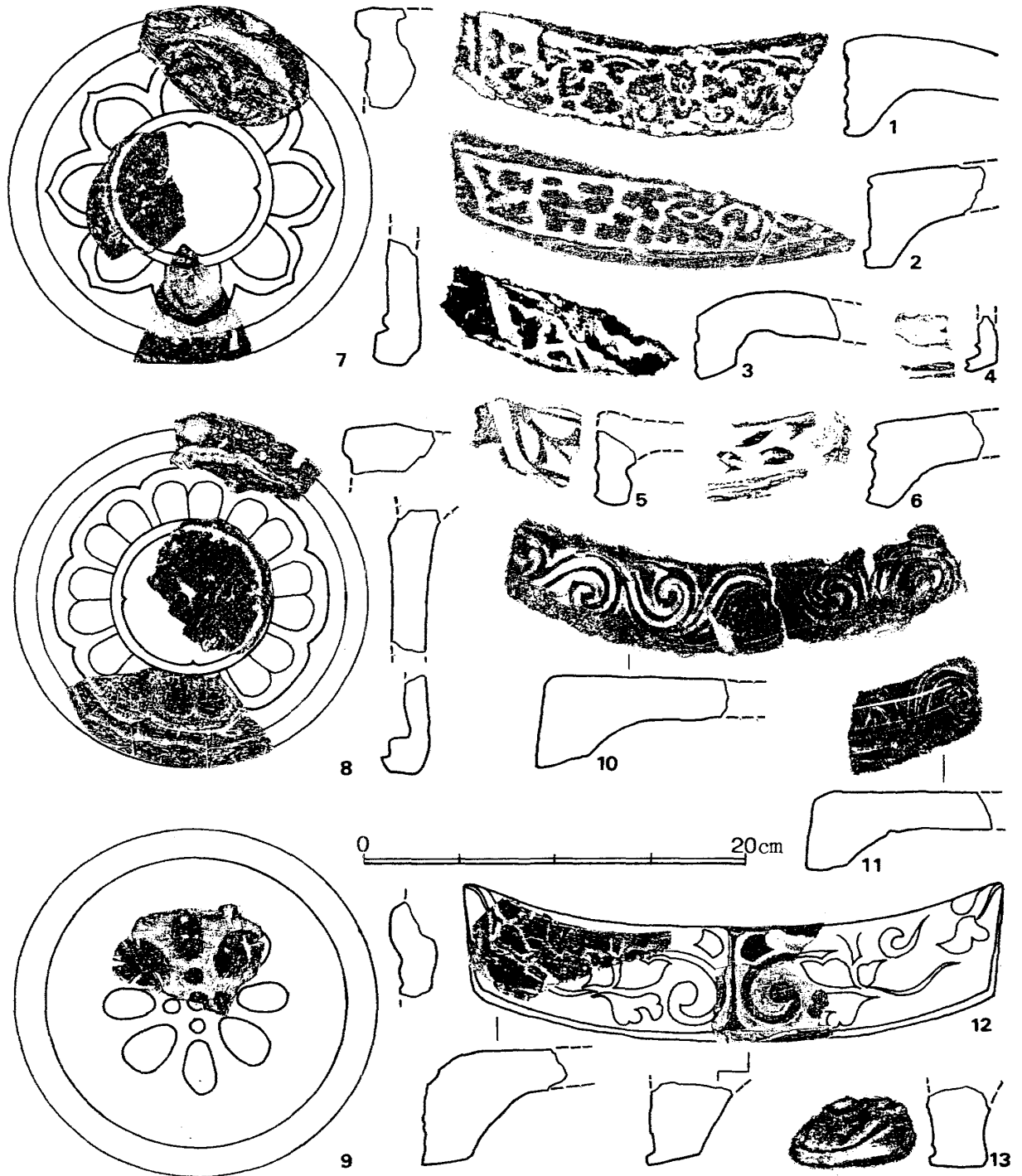
そのために、天治3年の「鎮護国家大伽藍一区」を毛越寺の第一期伽藍に比定する説[荒木1982]、中尊寺大池周辺で構想されたが実現しなかったとする説[藤島1998]、大池周辺での将来の発見を期待する説[菅野1999]などの諸説が提起され、現在なお決着していない。しかし、大規模な発掘調査を経ても、瓦がほとんど出土しない毛越寺には「二階瓦葺経蔵」の存在は期待できず、中尊寺大池周辺で出土した瓦には、現在のところ清衡時代にさかのぼるものはない。

清衡晩年の瓦は存在するか 天治3年の「鎮護国家大伽藍一区」が実体を伴わなかったとしても、三代秀衡よりも古い時期の瓦は、確実に平泉に存在した。ひとつは毛越寺から平泉駅に至る道筋で、農家脇水路の「洗い場所」で「たわし」台に転用されていた宝相華唐草紋軒平瓦(第2図1)[岩越1958、原田1974-311]で、実測図や写真で見ると、折曲技法よりも古式の技術的特徴がある^{註5}。

これに似た宝相華唐草紋軒平瓦は、12世紀前半に南都興福寺系瓦屋で出現し、播磨系や尾張系瓦屋に影響を与えるが、中央官衙系瓦屋の軒平瓦に類品はない[上原1978]。江谷寛は京都出土の南都系や播磨系の宝相華唐草紋軒平瓦を例示して、平泉出土軒平瓦の系譜を説明し[江谷1993]、鎌田勉もこれに同調する[鎌田1998a]。第2図1に近似する南都系・播磨系・尾張系の宝相華唐草紋軒平瓦は、複葉花紋あるいは双脚状に蕨手を付した複葉花紋を中心飾として、左右に蕨手と複葉花紋を反転する。しかし、第2図1は中心飾に双脚状の蕨手が付くが、左右に反転するのは複葉花紋だけで、蕨手は紋様構成要素からはずれる。つまり、京都で出土する南都系・播磨系・尾張系の宝相華唐草紋軒平瓦は、

紋様構成要素の上で、平泉の宝相華唐草紋軒平瓦の直接の祖型とは言い難い。

むしろ古く岩越が指摘したように、金色堂の須弥壇や巻柱などの内陣部材に施した螺鈿・蒔絵・飾金具に用いた宝相華唐草紋との共通性に注目すべきである^{註6}。そこでは複葉花紋・蔓草・蕨手が組み合って、各種の宝相華唐草紋軒平



第2図 12世紀初頭～中葉における平泉の瓦[上原2000、本澤2000などから抽出し再構成]

1 岩越二郎採集資料 2 伽羅之御所遺跡 3 泉屋遺跡 4・6 柳之御所遺跡
5 志羅山遺跡 7～13 花立Ⅱ遺跡 縮尺1/4

瓦が展開する[国宝中尊寺金色堂保存修理委員会1968]。その中には、蕨手が双脚状に付いた複葉花紋の中心飾から、左右に花紋だけが反転する意匠もある。

また、岩越が石田茂作から教示されたように、清衡発願の中尊寺経の装飾にも宝相華唐草紋がある[岩越1958]。もし清衡が天治元年の金色堂と一連の工事で、天治3年の「鎮護国家大伽藍一区」をコーディネートしたならば、彼の生涯で最大の事業＝中尊寺経を納める「二階瓦葺経蔵」の軒先を飾る瓦当紋様として、宝相華唐草紋はもっともふさわしい。消費遺跡が不分明な現状では断言できないが、岩越が採集した軒平瓦第2図1は、清衡晩年の瓦の可能性が高い。

中尊寺大池周辺や柳之御所遺跡で主体的な瓦当紋様である巴紋や剣頭紋も、南山城の浄瑠璃寺九体阿弥陀堂や東大寺法華堂、近江金剛輪寺などの須弥壇の飾金具をはじめとする12世紀中葉以降の堂内装飾や、浄土庭園の橋の装飾などに多用される。しかし、金色堂の堂内装飾には、巴紋・剣頭紋は皆無である。一方、中尊寺の国宝紺紙金字一切経の大般若経巻百六十七の見返しに描かれた鼓楼台は、剣頭紋で縁取りを施す[石田1959-図141]。紺紙金字一切経は石田の言う「秀衡経」で、まさに秀衡時代の所産である。つまり、瓦当紋様と経巻の装飾で見ると、清衡＝宝相華唐草紋、秀衡＝剣頭紋という相関性は明らかである。金色堂の堂内装飾が宝相華唐草紋で満たされている以上、秀衡が建立した無量光院の堂内装飾に、剣頭紋や巴紋が多用されたことは容易に想像できる。

なお、1999年に平泉町文化財センターが実施した伽羅之御所跡第14次調査地付近で、紋様が大きく崩れた宝相華唐草紋軒平瓦(第2図2)がかつて出土していたことが判明した[平泉町教委2000]。明らかに、宝相華唐草紋軒平瓦は平泉の地で独自の紋様展開を遂げている。つまり、中尊寺大池周辺や柳之御所遺跡で主体をなす巴紋と剣頭紋を基調とする瓦当紋様が、平泉において独自の展開をほとんど遂げていない事実と対比すれば、宝相華唐草紋軒平瓦がそれに先行する瓦となることは明らかである。

清衡時代初期の瓦の発見 さらに、この宝相華唐草紋軒平瓦よりもさかのぼる瓦群の存在が、世紀末になって判明した^{註7}。花立Ⅱ遺跡第13次調査である。その成果の一部は、柳之御所資料館第1回特別展『図録』[平泉町文化財センタ

ー2000]で公表され、フォーラムで検討された[平泉町教委・他2000]。そこで示された花立Ⅱ遺跡出土の軒瓦には以下のものがある。

軒丸瓦Ⅰ類(第2図7)：二段に突出し、内側が木瓜形の中房には蓮子を配した痕跡がない。『図録』では、突線で輪郭を縁取る宝珠形の単弁蓮華紋軒丸瓦の中房と解するが、軒丸瓦Ⅱ類の中房の可能性もある。花卉数を8とすれば、図のような大型の軒丸瓦に復原できる。

軒丸瓦Ⅱ類(第2図8)：丸くふくらんだ複弁の輪郭に合わせて、周縁内縁を木瓜形に仕上げる。軒丸瓦Ⅰ類と同じ形の中房で、花卉数を8と仮定すれば、図のように復原でき、瓦当径も軒丸瓦Ⅰ類に近い。

軒丸瓦Ⅲ類(第2図9)：輪郭のない中房に、1+4の蓮子を配し、高くふくらんだ卵形の花弁がめぐる。花卉数は8で大小交互に配す。外区や周縁の状況は不詳だが、弁区外側に紋様帯がないと、軒丸瓦Ⅰ・Ⅱ類よりも径がかなり小さくなる。

軒平瓦Ⅰ類(第2図10・11)：瓦当面向かって左から右に流れる偏行唐草紋軒平瓦。巻きの強い蕨手を6回反転させる。複線(二重突線)で蕨手を表現しているように見える部分もあるが、後述の讃岐系軒平瓦(第3図9・10)のような陰刻表現が混在していると解するのが妥当だろう。平瓦部は厚手で、瓦当下端を横ケズリ、頸部を指オサエで成形する。

軒平瓦Ⅱ類(第2図12)：両脇区上端から中央に向けて反転する均整宝相華唐草紋軒平瓦。小片化し、瓦当上端の紋様が明瞭に刻出されていないため、紋様の全貌が把握しにくい。平瓦部凹面の布目圧痕が瓦当面に連なり、紋様面の高い部分にも布目圧痕が明瞭に残る。折曲技法による軒平瓦だが、中尊寺大池周辺遺跡や柳之御所遺跡の中央官衙系第Ⅴ期の折曲技法とは異なる。

軒平瓦Ⅲ類(第2図13)：唐草紋軒平瓦だが、小片のため紋様復原は不能。

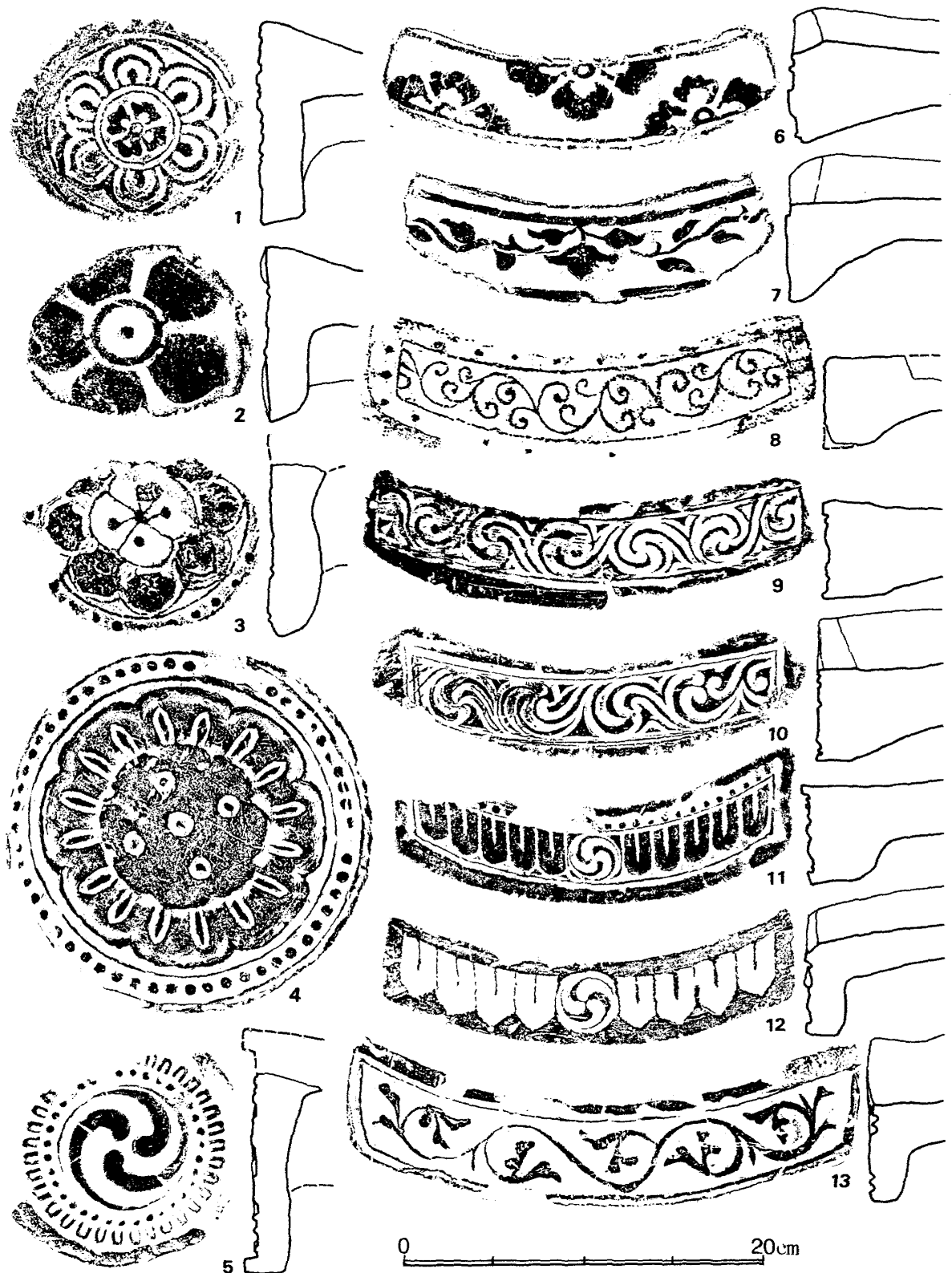
花立Ⅱ遺跡例に近似した京都出土軒丸瓦の年代 軒丸瓦Ⅰ類のような輪郭に切れ目がはいる木瓜形の中房の周囲に宝珠形の花弁を配した軒丸瓦として、第3図1・3がある。第3図1の同範品には接合式と一本作りとがあり、第3図

6の軒平瓦との組み合わせが想定される[京都市埋文研1982a]。第3図6は11世紀第1四半期の法成寺創建瓦[上原1978-第1図2]と同範である。第3図3は右京区森ヶ東瓦窯[植山1990]もしくは安井西裏瓦窯[京都市埋文研1999b]の製品で、やはり法成寺や高陽院・平安宮などに供給された11世紀前半～中葉の瓦である。周囲に八ヶ所の切れ目がある木瓜形中房の内部に通常の蓮子を配した複弁八葉蓮華紋軒丸瓦ならば、11世紀後半～12世紀初頭の丹波系(第3図4)や南都系[上原1978-第26図6～8]の製品にもある。しかし、花卉の形や中房周囲の切れ目の数が一致する中央官衙系瓦屋の製品という点で、第3図1・3が軒丸瓦Ⅰ類の祖型の有力候補となるだろう。ただし、突線で輪郭を縁取った花卉や、中房内の花紋を省略した点など、軒丸瓦Ⅰ類は第3図1・3より表現が簡略化しており、年代が新しくなることは確実である。

軒丸瓦Ⅱ類とよく似た形の花弁は、丹波系瓦屋や播磨系瓦屋の軒丸瓦によく見る。丹波系瓦屋の同種の軒丸瓦(上原1978-第9図)は、法成寺や平安宮で出土するが、六勝寺にはほとんど供給されていない。頼通再建の法成寺など11世紀後半を中心とした実年代が想定できる。一方、播磨系瓦屋の同種の軒丸瓦[上原1978-第23図1・2など]は尊勝寺等にも供給され、12世紀初頭を中心とした実年代が考えられる。二重構成の中房も第Ⅱ類軒丸瓦と共通する。

軒丸瓦Ⅲ類に似た瓦は京都では出土していないが、八葉蓮華文で花弁を大小交互に配するのは、四葉の間から別の四葉が覗く表現法で、やはり11世紀代の軒丸瓦に多い。

花立Ⅱ遺跡例に近似した京都出土軒平瓦の年代 軒平瓦Ⅰ類における留意点は、製作技法である。8世紀の中央官衙系瓦屋の軒平瓦が、凸面を叩いて成形する「凸面叩き技法」を採るのに対して、9～11世紀の中央官衙系軒平瓦は、蒲鋒形の成型台上で粘土塊を押圧して作る(=凸面押圧技法)[上原1994]。11世紀第1四半期までは、押圧で成形した後、頸部から平瓦部凸面に向けて幅広の縦篋ケズリで整形する(「頸部縦篋ケズリ技法」)。ところが、以後、このケズリを省略し、頸部に指オサエの痕跡を残した軒平瓦(「頸部指オサエ技法」)が多くなる。軒平瓦Ⅰ類は、この頸部指オサエ技法の製品である。



第3図 平安京とその周辺で出土した軒瓦 縮尺1/4

1～3・6・7 左京二条二坊(高陽院)[京都市埋文研1982a-図版6の8・9、図版7の17、
 図版11の34・35] 4・13 尊勝寺[杉山・岡田1961-1型式・150A型式] 5 最勝光院
 [大谷高校法住寺殿跡遺跡調査会1984-NM38] 8 内裏[植山1990-第1図10] 9 鳥
 羽離宮南殿[上原1978-第10図1] 10 讃岐龍燈院[上原1978-第10図2] 11 石清水八
 幡宮[京都国立博物館資料] 12 鳥羽離宮金剛心院[京都市埋文研1983-図版15の24]

現在のところ頸部指オサエ技法の初現は、法勝寺金堂東廊下層遺構(白河院)[京都市埋文研1987]や平安京左京二条二坊(高陽院)など、11世紀第2四半期の藤原頼通の造作に関わる施設にともなう瓦で、下限は法勝寺、鳥羽離宮南殿、三条西殿など11世紀第4四半期の白河上皇の造作に関わる施設にともなう瓦[植山1990]である。ただし、11世紀第4四半期になると頸部指オサエ技法の軒平瓦にも、半折曲で瓦当部を成形する例が出現し、花立Ⅱ遺跡の軒平瓦Ⅰ類もこれに属するらしい。一方、12世紀の中央官衙系瓦屋の軒平瓦においては、通常の平瓦をベースに軒平瓦を作ることが一般的となり、11世紀以前のような通常の平瓦より厚い平瓦部を持つ軒平瓦が激減する事実、12世紀前半～中葉の半折曲技法軒平瓦では、頸部を縦ナデで整形するのが一般的である事実などが指摘でき、花立Ⅱ遺跡の軒平瓦Ⅰ類が、技法的に11世紀の中央官衙系瓦屋の影響を強く残すことがわかる。

軒平瓦Ⅰ類の紋様もこの年代観に連動する。巻きの強い蕨手を反転させた偏行唐草紋軒平瓦のなかで、第3図8は1070年前後の後三条天皇による平安宮修理に使用した中央官衙系軒平瓦で、頸部指オサエ技法の製品。第3図9は1086年に讃岐守高階泰仲が造進した鳥羽離宮南殿所用の讃岐系軒平瓦である。後者は、讃岐龍燈院出土瓦(第3図10)から陰刻表現の唐草紋であることが分かり、流れの方向は逆でも、紋様的には軒平瓦Ⅰ類ともっとも近い。

軒平瓦Ⅱ類は折曲技法による製品で、Ⅰ類より新しい様相を備える。中央官衙系瓦屋で完成した段階の折曲技法を採用するのは12世紀後半であるが、丹波系瓦屋では遅くとも12世紀初頭の尊勝寺創建時には折曲技法を採用している(第3図13)。大型の唐草紋軒平瓦を折曲技法で製作しているのが特徴的で、技法的に稚拙なものが多い。宝相華唐草紋を大きく配した軒平瓦Ⅱ類も、軒丸瓦Ⅱ類とともに丹波系瓦屋の影響で説明すべきであろう。

軒平瓦Ⅱ類よく似た京都出土瓦はないが、第3図7の軒平瓦において、中央から左右に反転する宝相華唐草紋の単位形態が近似する。第3図7は第3図2と組み合って、東山区今熊野の池田瓦屋[大谷高校法住寺殿跡遺跡調査会1984]で生産され、11世紀第2四半期の高陽院造営時に供給された瓦である[京都市

埋文研1999c]。また、中央の縦線を境に蕨手が対向する紋様として第6図5・6がある。この系譜下にある中央官衙系瓦屋の製品(第7図1・2、第8図1～4)は、半折曲技法から折曲技法への変遷を示す12世紀中葉～後半の好資料である。軒平瓦Ⅱ類は紋樣的に第6図5・6に先行するので、やはり12世紀前葉以前の実年代を想定できる。軒平瓦Ⅲ類に関しては、年代を考える材料を欠く。

以上のように花立Ⅱ遺跡出土の軒瓦は、平安京および平安京関連遺跡で出土する11世紀～12世紀前葉の瓦との共通性が強い。とくに軒平瓦Ⅰ類は、凸面押圧技法のなかでも頸部指オサエ技法を採用している点から、下降しても12世紀初頭までに納まる。清衡が平泉に拠点を移して間もない頃の瓦と判断できる。花立Ⅱ遺跡出土瓦は、本来、花立廃寺[佐伯1951]で使用したと推定できる。花立廃寺は瓦が出土することから、秀衡時代の無名寺院と考えられていた[岡田1993、藤島1995、鎌田1998b]。しかし、「文治注文」に記載されていない以上、文治5年には衰退していた寺院と理解すべきであろう。なお、花立Ⅱ遺跡で出土した平瓦や丸瓦の製作技術は、柳之御所遺跡出土瓦とは明白に異なり、少数残されている花立廃寺出土瓦との共通性が強い^{註8}。

以上述べたように、平泉の瓦は、12世紀初頭から後半に至るまで京都との関係が強く、各期の最新技術を個別に導入している。清衡晩年の宝相華唐草紋軒平瓦は、若干の間、平泉独自の變遷をたどったが、次世代の中尊寺大池周辺や柳之御所遺跡出土瓦の主体は、それとは無関係に新たに京都から導入された。したがって、平泉の瓦の実年代は、わずかなタイムラグの範囲内で平安京出土瓦の年代を並行移動できる。つまり、本稿の主題となる柳之御所遺跡出土瓦を京都出土瓦と詳細に対比すれば、12世紀後半という大雑把な年代観ではなく、もっと細かい実年代がわかると期待できるのである。

3 平安京近辺の軒平瓦の変遷との比較

平泉出土軒瓦の全貌 断片的な報告を拾い集めても、一地域の考古学的情報の全貌はなかなか理解できない。とくに複数の調査組織が、長期にわたり同じ地域の遺跡発掘にたずさわった場合、遠隔地にいる部外者にとっては絶望的と

なる。しかし、清衡時代初期の瓦の発見を契機に開催されたフォーラムにおいて、現状で把握できる平泉出土の平安時代軒瓦の全体像が示された[本澤2000]。すなわち、これまでに平泉で報告された軒丸瓦57点、軒平瓦70点(計127点)がすべて図示・一覧表化されたのである。内訳は柳之御所遺跡59点(軒丸瓦32点、軒平瓦27点)、中尊寺23点(軒丸瓦6点、軒平瓦17点)、花立Ⅱ遺跡20点(軒丸瓦7点、軒平瓦13点)、志羅山遺跡17点(軒丸瓦9点、軒平瓦8点)、その他8点(伽羅之御所遺跡3点、無量光院1点、猫間が淵3点、泉屋遺跡1点)である。

柳之御所遺跡出土瓦の主体 柳之御所遺跡出土瓦においては、中尊寺大池周辺出土瓦で認定したⅠ式(第1図1～7)、すなわち、(イ)周囲に放射状に配した陰刻剣頭がめぐる三ツ巴紋軒丸瓦9点と(ロ)陰刻剣頭二個と三ツ巴一個を交互に並べた剣巴紋軒平瓦13点とが最も主体を占め、Ⅱ式(第1図8～12)、すなわち、(ハ)周囲に珠紋帯と放射状に配した陽刻剣頭がめぐる三ツ巴紋軒丸瓦9点と(ニ)上外区に珠紋帯をもつ陽刻剣頭紋軒平瓦8点がこれに次ぐ。これ以外に、巴紋軒丸瓦や外区に珠紋がめぐる巴紋軒丸瓦(第1図13～16)の数がまとまっているが、軒平瓦のほうは唐草紋、宝相華唐草紋、連巴紋、剣頭紋などの小破片が、それぞれ2、3点出土しているにすぎず、紋様の全体像もわからない。つまり、柳之御所遺跡の瓦の年代を考えるには、Ⅰ式およびⅡ式の由来が重要となる。

柳之御所遺跡出土瓦の類例 軒平瓦(ロ)(ニ)ともに折曲技法で、紋様も巴紋軒丸瓦一剣頭紋軒平瓦を基調とする中央官衙系瓦屋の影響が明白であるにもかかわらず、Ⅰ式・Ⅱ式とまったく同じ組み合わせは平安京やその周辺では指摘できない。むしろ、紋様としては、平泉の瓦の方が京都の瓦にまさっていると言っても過言ではない。それは大唐帝国の宮殿の瓦よりも、藤原宮や平城宮、あるいは慶州の統一新羅の瓦が紋様の的に優れているのにも似ている。

Ⅱ式に関しては、軒丸瓦(ハ)の類例に、江谷寛が指摘した最勝光院出土軒丸瓦(第3図5)がある。最勝光院は後白河天皇の後、建春門院滋子(1142-76年)が発願し、承安3(1173)年に供養された寺院で、法住寺殿の東南の一郭を占めた[杉山1981]。江谷寛は第3図5を「法住寺殿の瓦ではなく、それ以前の建物に使用されていた可能性がある」とする[江谷1993]。一点だけの出土で、最勝

光院で多数出土する播磨系軒瓦が、北の法住寺殿出土瓦[平安博物館1984b]と共通するにもかかわらず、問題の軒丸瓦は法住寺殿ではまったく出土していないことから、江谷の指摘は妥当と考える^{註9}。

軒丸瓦(ハ)と組み合う軒平瓦(ニ)においても、平安京およびその周辺で同種の紋様を確認できない。陽刻の剣頭紋といっても、13世紀以降に南都や鎌倉で展開する凸線で輪郭を縁取った陽刻剣頭紋ではなく、面的に幅のある陽刻表現の剣頭紋はきわめて特殊で、同じ表現法の剣頭紋軒平瓦として石清水八幡宮例が古くから知られている(第3図11)。山崎信二は大和産もしくは石清水八幡宮近辺に産地があり[山崎2000]、組み合う軒丸瓦を平安後Ⅱ期(1080-1150年)とする[山崎1980]。他に筑前太宰府安楽寺の瓦にも類品があり、狭川真一は12世紀前半[太宰府天満宮1988]、山崎信二は12世紀中葉とする[山崎2000]。

このようにⅡ式に関しては、同じ紋様の瓦を主体的に使った例を、平安京周辺では確認できない。軒丸瓦(ハ)の祖型を最勝光院例に求めることができたとしても、軒平瓦(ニ)は、軒丸瓦(ハ)の外区紋様に由来すると考えた方がよいかもかもしれない。あるいは、面的に幅のある陽刻表現の剣頭紋は、南山城の浄瑠璃寺・東大寺法華堂・近江金剛輪寺などの須弥壇を縁取る飾金具に共通するので、巴紋—剣頭紋という中央官衙系瓦当紋様を踏襲しても、具体的な紋様のモデルは瓦ではなく、直接、堂内荘厳具や絵画に依拠した可能性もあるだろう。

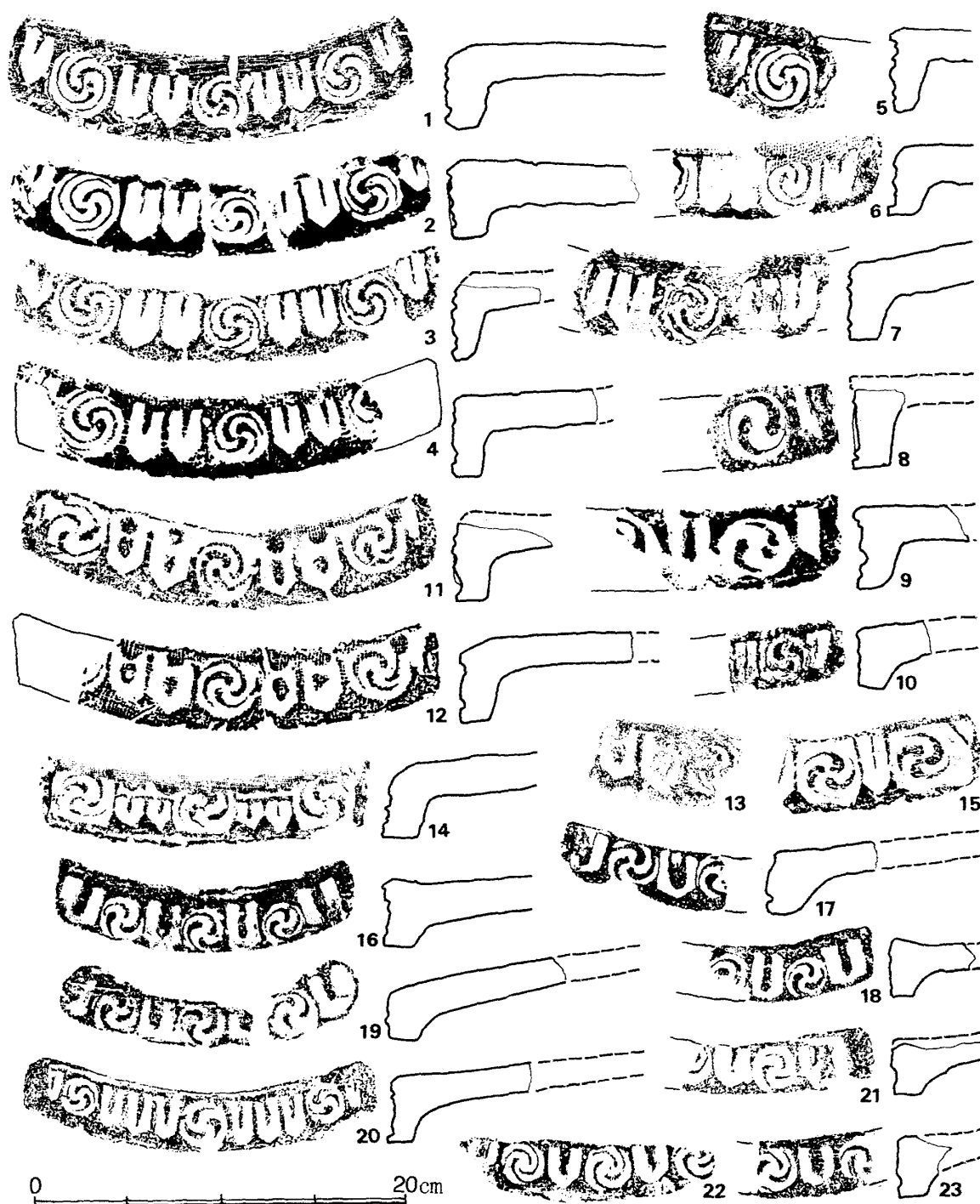
これに対して、Ⅰ式のような陰刻表現の剣頭紋は瓦当紋様に独特で、中央官衙系軒平瓦に普遍的なので、瓦当紋様として直接に伝播したと考えたほうがよい。といっても、軒丸瓦(イ)に似た中央官衙系瓦屋の製品は、ごく少数例しか指摘できず[京都市埋文研1996a—568など]、しかも、(ハ)と同様に、まとまって出土した例がないので、年代を特定できない。また、外区に凸線表現の陽刻剣頭紋が巡る巴紋軒丸瓦は筑前や鎌倉に分布するが、その年代は新しい[山崎2000]。外区に剣頭紋が巡る巴紋は、平等院鳳凰堂壁画の中品中生・下品中生の阿弥陀来迎図における雲中供養菩薩の持物[福山・森1944—図版84・100]を最古例とする太鼓の紋様と共通するので、絵画や実物の太鼓を媒介として、離れた時代に同じ意匠の瓦当紋様が登場することは十分あり得る。一方、軒平瓦(ロ)

に関しては、京都出土例に類品があるばかりでなく、その年代も限定できる。

京都の剣巴紋軒平瓦 第1図4～7の軒平瓦(ロ)のように、陰刻剣頭2個と巴1個とを交互に配した剣巴紋軒平瓦は、平安宮朝堂院(第4図4)、同内裏(第4図1)、尊勝寺(第4図12)、白河南殿(第4図3)、鳥羽離宮東殿(第4図7)、鳥羽離宮金剛心院(第4図5・11)、左京四条三坊十三町(第4図2)、左京八条三坊六町(第4図13)、東寺(第4図6)、仁和寺院家などで出土例がある。いずれも中央官衙系瓦屋の折曲技法軒平瓦だが、同じ遺跡での出土量は1、2点にとどまり、まとめて多数出土した例はない。

類品として下向きの陰刻剣頭1個と巴とを交互に置く剣巴紋軒平瓦が、平安宮朝堂院や内裏(第4図8～10)[京都市埋文研1999a-図20の42]、左京三条四坊四町の高倉宮曇華院(第4図15)、下鴨神社(第4図17・18)、栗栖野瓦窯跡(第4図16・19・21～23)で、剣頭3個と巴を交互に配した剣巴紋軒平瓦が栗栖野瓦窯跡(第4図20)で出土している。この種の剣巴紋軒平瓦においては、折曲技法(第4図8・9)よりも半折曲技法(第4図10・16～23)が卓越する。連巴紋・雁巴紋などの巴紋系軒平瓦において半折曲技法が大半を占める事実を考慮すれば、巴卓越→剣頭卓越という紋様構成要素の変遷は、基本的に半折曲→折曲という技法変遷にはほぼ連動していると判断できる。

下向きの陰刻剣頭のみを複数並列した剣頭紋軒平瓦(第6図13・14、第7図23～33、第8図7)は、京都市内いたるところで出土するし、中心飾に巴1個を置いた剣巴紋軒平瓦(第3図12、第7図34)も少なくない。これに対して、軒平瓦(ロ)に似た剣巴紋軒平瓦は平安京やその周辺においては非常に限定されている。しかも、拓本や写真で判断すると、第4図1～5、11～13、8・9、16・18はそれぞれ同範で、仁和寺院家出土例[京都市埋文研1997-図58の1]も1～5と同範である。つまり、異なる遺跡で出土した瓦の間にも、多くの同範関係が認められるのである。範の種類が限定されているわけだ。これは通常の中央官衙系の陰刻剣頭紋軒平瓦の範種がきわめて多く、同じ遺跡で出土した同形同大の陰刻剣頭文軒平瓦が範の違いで10種以上に細分できることも少なくない[平安博物館1984b、大覚寺1997]事実と対比すれば、その特徴は明白である。要するに、



第4図 平安京とその周辺で出土した剣頭と巴を交互に配する剣巴紋軒平瓦 縮尺1/4

- 1 内裏[京都市埋文研1989-図版49の28] 2 左京四条三坊十三町[平安博物館1984a-第25図38] 3 白河南殿[京都市埋文研1981-図版11の11] 4・9 会昌門[京都市文化財保護課1976-図37の18・19] 5・11 鳥羽離宮金剛心院[京都市埋文研1988-図版4の9、同1983-図版15の25] 6 東寺[鈴木・上村・前田1996-169] 7 鳥羽離宮東殿[京都市埋文研1988-図版7の20] 8 大極殿[平安博物館1976-第16図8] 10 平安宮[京都市埋文研1996a-318] 12 尊勝寺[杉山・岡田1961-296型式] 13 左京八条三坊六町[京都市埋文研1996b-35頁] 14 鳥羽離宮田中殿[京都市埋文研1982b-図版13の8] 15 左京三条四坊四町[古代学協会1979-第22図20] 16・19~23 栗栖野瓦窯[京都市埋文研1993-図27の119・120、同1986-図版13の16・17・20・19] 17・18 下鴨神社[京都市埋文研1996a-703・704]

平安京およびその周辺で出土する陰刻剣頭と巴とを交互に配した剣巴紋軒平瓦は、きわめて限られた時期の所産なのである。

しかも、紋様だけでなく、瓦当上端にケズリを施さず、平瓦部凹面から瓦当面が曲面をなし、瓦当上端の紋様がうまく刻出されない製品が多いという点において、これらの剣巴紋軒平瓦には、柳之御所遺跡の軒平瓦折曲技法との技術的な共通性が強い。平安京とその周辺における剣巴紋軒平瓦出土遺跡のなかで、尊勝寺は康和4(1102)年7月21日に主要堂塔が造立供養され(『中右記』『殿暦』『諸寺供養記』など)、鳥羽離宮金剛心院は久寿元(1154)年8月9日に釈迦堂・阿弥陀堂・御所が造立供養されている(『兵範記』『台記』)。剣巴紋軒平瓦は尊勝寺や鳥羽離宮においては主体的ではないので、造立供養当初の瓦とは考えにくく、修理・補足瓦とすれば上限年代を12世紀中葉に推定できる。

平安宮朝堂院出土瓦の年代 これに対して、平安宮朝堂院や大極殿院・内裏で、同種の剣巴紋軒平瓦が5点以上出土している(第4図1・4・8～10)のは注目してよい。この事実から、この種の瓦の下限年代が推定できる。すなわち、平安宮朝堂院・大極殿院は安元3(1177)年4月28日、大樋口富小路に発した洛中大火(太郎焼亡)で壊滅する。この大火は、公邸や民家二万余戸、宮城諸官衙諸門を焼き尽くし、「大極殿以下八省院一切不残」というありさまで、会昌門・応天門・朱雀門・神祇官・民部省・主計寮・主税寮・式部省・真言院・主水司・大膳職・大学寮・勸学院なども焼失した(『玉葉』)。これらの被災建物のうち、少なくとも会昌門や応天門を含めた朝堂院や大極殿院は復興されていない[福山1955]。したがって、出土状況から平安宮朝堂院や大極殿院の所用瓦と論定できれば、その瓦の年代は1177年以前となる。

平安宮朝堂院・大極殿院出土の剣巴紋軒平瓦は、いずれも明確な廃絶時の遺構に伴うものではない。しかし、包含層や瓦溜のような二次的に形成された遺構でも、朝堂院や大極殿院のような広大な敷地の中央近くなれば、他の施設の所用瓦がまぎれこむ可能性は考慮しなくてもよい。

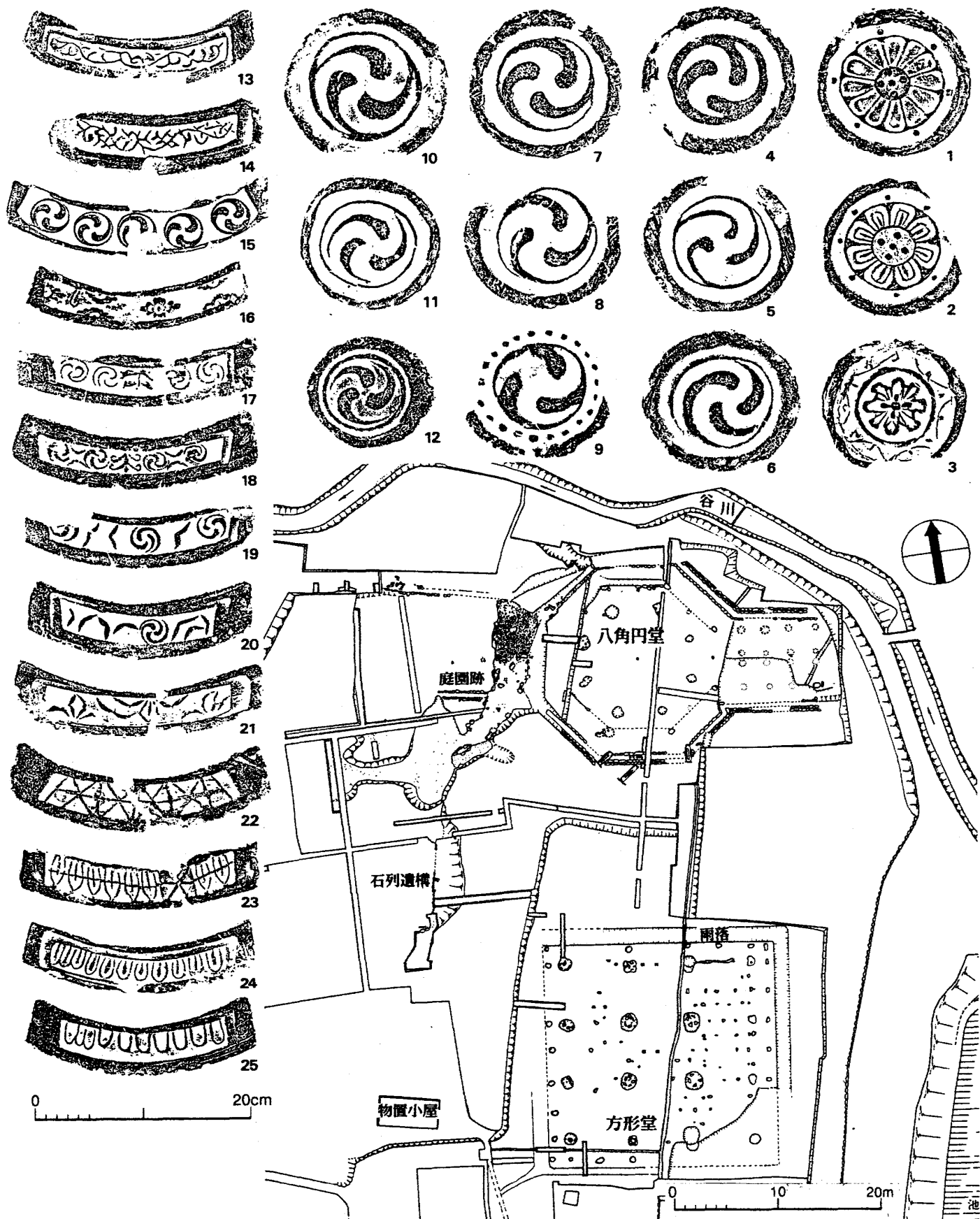
1975年の「会昌門推定地」の瓦溜[京都市文化財保護課1976]は、その後の研究の進展で、会昌門の北、朝堂院東第六堂(永寧堂)の東に隣接する地点と想定で

きる[京都市埋文研1995a]。朝堂院以外の所用瓦がまぎれこむ余地はほとんどない場所である。瓦溜を覆う近世攪乱土から棧瓦や聚楽第所用瓦[京都市文化財保護課1976-図37の25]も出土している。しかし、瓦溜から出土した軒瓦は、平安時代前・中期の瓦[同書一図36の軒丸瓦1、軒平瓦1・2]も一部に含むが、残りは11・12世紀の瓦で、中央官衙系の半折曲技法の唐草紋・連巴紋・幾何学紋軒平瓦や、折曲技法による劔巴紋・劔頭紋軒平瓦などが主体を占める(第6図)。

また、同年に調査された「大極殿跡推定地」[平安博物館1976]は、その後の所見で大極殿の西軒廊およびその南側に相当し[京都市埋文研1995a]、「会昌門推定地」と同じ劔巴紋軒平瓦の小片1点(第4図8)が出土している。ここでも包含層に聚楽第所用瓦が多数混じるが、平安宮所用瓦とは年代的に断絶しているので、劔巴紋軒平瓦は平安宮大極殿院所用瓦と断じてよい。近年、朝堂院宣政門(東中門)の発掘で、西縁基壇化粧抜き取り痕跡から劔頭紋軒平瓦が出土している事実[京都市埋文研1995b]も、中央官衙系の折曲技法による軒平瓦が、1177年に廃絶した大極殿や朝堂院で間違いなく使用されていたことを示している。

平安宮朝堂院の最期の修造 しかし、安元3(1177)年の大火災は、大極殿や朝堂院の廃絶年代を示すにすぎない。大極殿や朝堂院の修造は国家的工事だから、日常的に行われる性質の事業ではない。とくに「会昌門推定地」では、半折曲・折曲技法の軒平瓦がまとまって出土している(第6図)。それが供給されたのは、平安宮大極殿・朝堂院の最期の修造、すなわち保元3(1158)年、保元の乱で勝利をおさめ政治的主導権を握った藤原信西が実施した平安宮大極殿院・朝堂院の大修理[福山1955]の時に違いない。

この時に修造したのは、大極殿・小安殿、八省院諸門・廻廊、青龍・白虎楼並朱雀門で、以前の延久4(1072)年の大極殿再建における木造鴟尾は新たに金銅で覆い、会昌門外の東西瓦垣は旧跡に新造したという。しかし、新造瓦垣内の東西朝集殿は礎石を残すだけで、さらに南の応天門やその東西廻廊に取り付く翔鸞楼や栖鳳楼は修造しなかった(「二条院御即位記」『続群書類従』巻271)。会昌門外の東西瓦垣を新造したのは、「其营造之功、誠可謂壯麗」とあるように正面観を整えるため、「会昌門推定地」出土瓦の新調瓦は、ここで集中的



第5図 醍醐栢杜遺跡と八角円堂跡出土瓦 [上原1997-240図を改変] 拓影縮尺1/6

に使用した可能性が高い。もっと北の大極殿院・朝堂院内で出土した折曲技法軒平瓦がごく少量なのは、おそらく保元3年の朝堂院修造が会昌門周辺を中心に実施された事実を反映していると考えられる。

つまり、柳之御所遺跡で主体をなす陰刻剣頭と巴とを交互に配した剣巴紋軒平瓦は、平安京やその周辺での出土例は少ないが、その使用年代の1点を1158年前後に限定できる。前年に再造した平安宮内裏跡でも、剣巴紋軒平瓦が出土しているのは傍証となる。この年代観は、12世紀中葉～後半の中央官衙系瓦屋における軒平瓦製作技法の変遷からも裏づけることが可能である。

かつて11・12世紀の中央官衙系瓦屋の軒瓦を編年した時[上原1978]は、基準となる資料が僅少で、点で押さえた基準資料同士を理屈で連続させ、一括遺物に即してその変遷を連続的に捉えることは困難であった。しかし、現在では十分とはいえないまでも、実年代の基準資料が増加している。これを根拠とした11・12世紀の中央官衙系軒瓦編年の再構成は、別稿を準備中である。ここでは、主題に関連する12世紀中葉から後葉の基準資料となる栢杜遺跡出土瓦、「会昌門推定地」出土瓦、法住寺殿出土瓦、福原京出土瓦を概観し、保元3年の朝堂院所用瓦が柳之御所遺跡出土瓦の祖型となる事実を再確認する。

栢杜遺跡八角円堂出土瓦(折曲技法以前) 栢杜遺跡は醍醐寺三宝院の南にある。1973年の発掘調査[鳥羽離宮跡調査研究所1975]で、久寿2(1155)年に大藏卿源師行が供養した八角円堂跡と、12世紀末に重源が造営した九体阿弥陀堂跡が発見された(第5図)。1155年に供養された八角円堂にともなう軒平瓦14種201点^{註10}のうち、方形堂からの混入品1種4点を除く13種197点は、京都の幡枝近辺で生産された中央官衙系瓦屋の製品である。しかし、その中に折曲技法軒平瓦は1点もない。いずれも、平瓦端を曲げるなどの加工を施した上で、粘土を補足して瓦当部を成形する半折曲技法軒平瓦である。紋様においても、折曲技法で主流を占める典型的な剣頭紋や剣巴紋は皆無で、12世紀前半までに主流を占めた唐草紋(第5図13・14)や宝相華紋(第5図16・21)も4種18点9%にすぎない。これに対して、連巴紋(第5図16)や雁巴紋(第5図17～20)などの巴紋系は5種110点56%、幾何学紋系(第5図22)は1種5点3%、花卉を横に並べた花卉

剣頭紋(第5図23~25)は3種64点32%で、合わせると179点91%を占める。

この傾向は軒丸瓦の紋様でも顕著である。八角円堂にともなう軒丸瓦14種91点から、方形堂からの混入品1種2点と、製作技術から時期が降ると判断できる2種3点を除いた12種86点が中央官衙系瓦屋の製品である。そのうち、12世紀前半に主流であった蓮華紋・宝相華紋(第5図1~3)は3種23点27%にすぎず、残りの70%以上が巴紋軒丸瓦(第5図4~12)なのである。

これと対比したときに、保元3(1158)年の平安宮朝堂院修造時の瓦である「会昌門推定地」出土瓦はどのように位置づけられるだろうか。その間、わずか3年ではあるが、平安宮修造時の瓦には、その時点での最新の瓦様式と、平安宮という性格に由来する伝統墨守の志向が強く反映されているはずである。

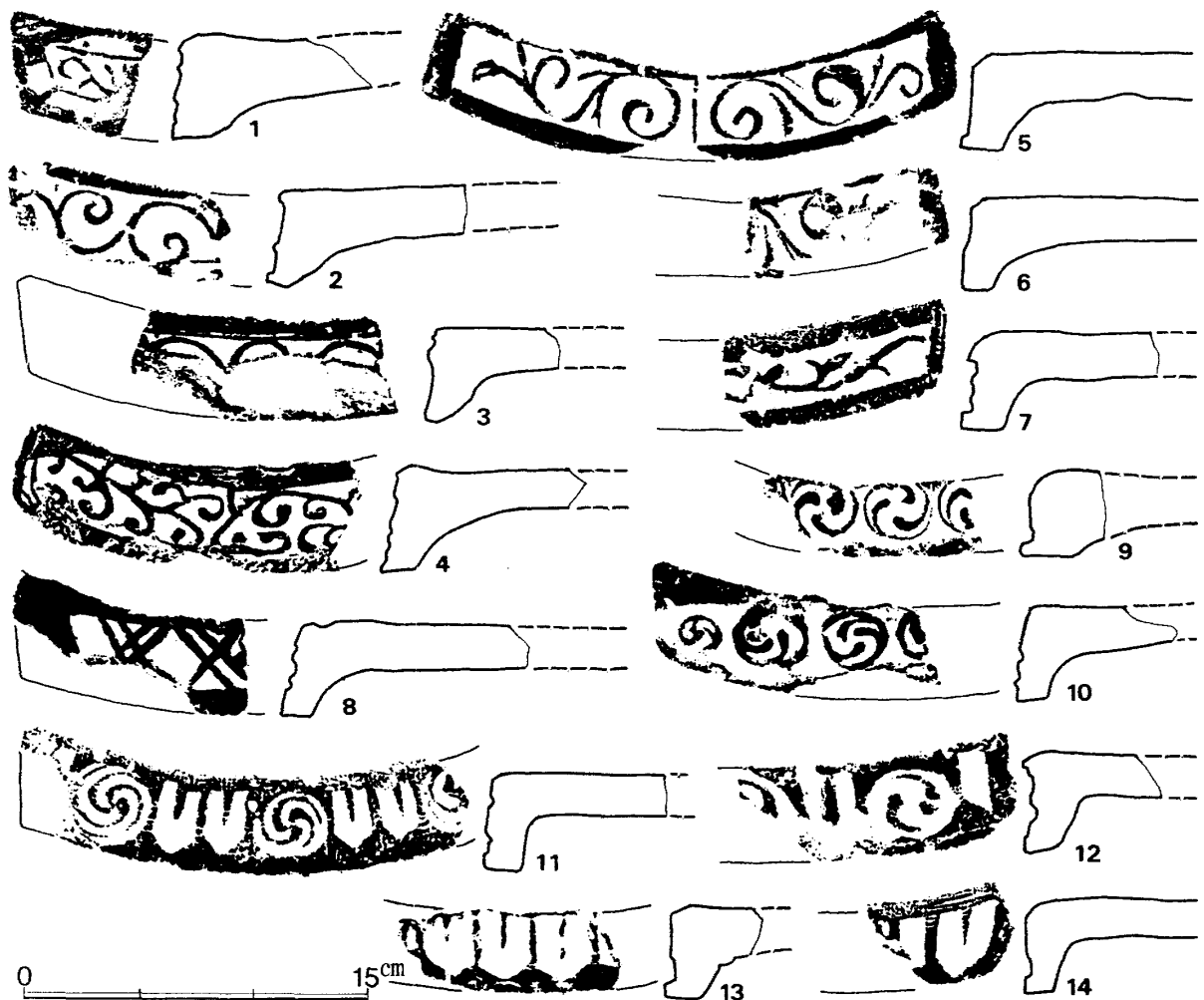
「会昌門推定地」出土瓦(折曲技法の出現) 1975年の「会昌門推定地」出土瓦の全貌は公表されていないが、概報に掲載された瓦の中から、平安時代前中期の瓦および南都・讃岐・丹波など他の生産地系列の製品、聚楽第所用瓦を除外すると、中央官衙系瓦屋の半折曲と折曲技法の軒平瓦14点が抽出できる(第6図)。内訳は唐草紋7点(半折曲6、折曲1)、連巴紋2点(半折曲)、幾何学紋1点(半折曲)、剣巴紋2点(折曲)、剣頭紋2点(折曲)である。

半折曲技法の唐草紋軒平瓦のなかには、瓦当下端の調整法から11世紀後半~12世紀初頭までさかのぼると可能性が高いもの(第6図1~3)もあるが、紋様の法的に法住寺殿や福原京所用瓦の直前に位置づけられる唐草紋軒平瓦(第6図5・6)などは、まさに保元3年の朝堂院修造瓦と判断できる。つまり、保元3年の朝堂院修造においては、半折曲技法が折曲技法をやや上回り、紋様の法的には唐草紋が半数近くを占める。平安宮では蓮華紋軒丸瓦と唐草紋軒平瓦の組み合わせを伝統的に採用していたので、1155年の栢杜遺跡八角円堂において、すでに唐草紋軒平瓦の比率が低いにもかかわらず、保元3年の平安宮では逆転現象が認められるのだろう。

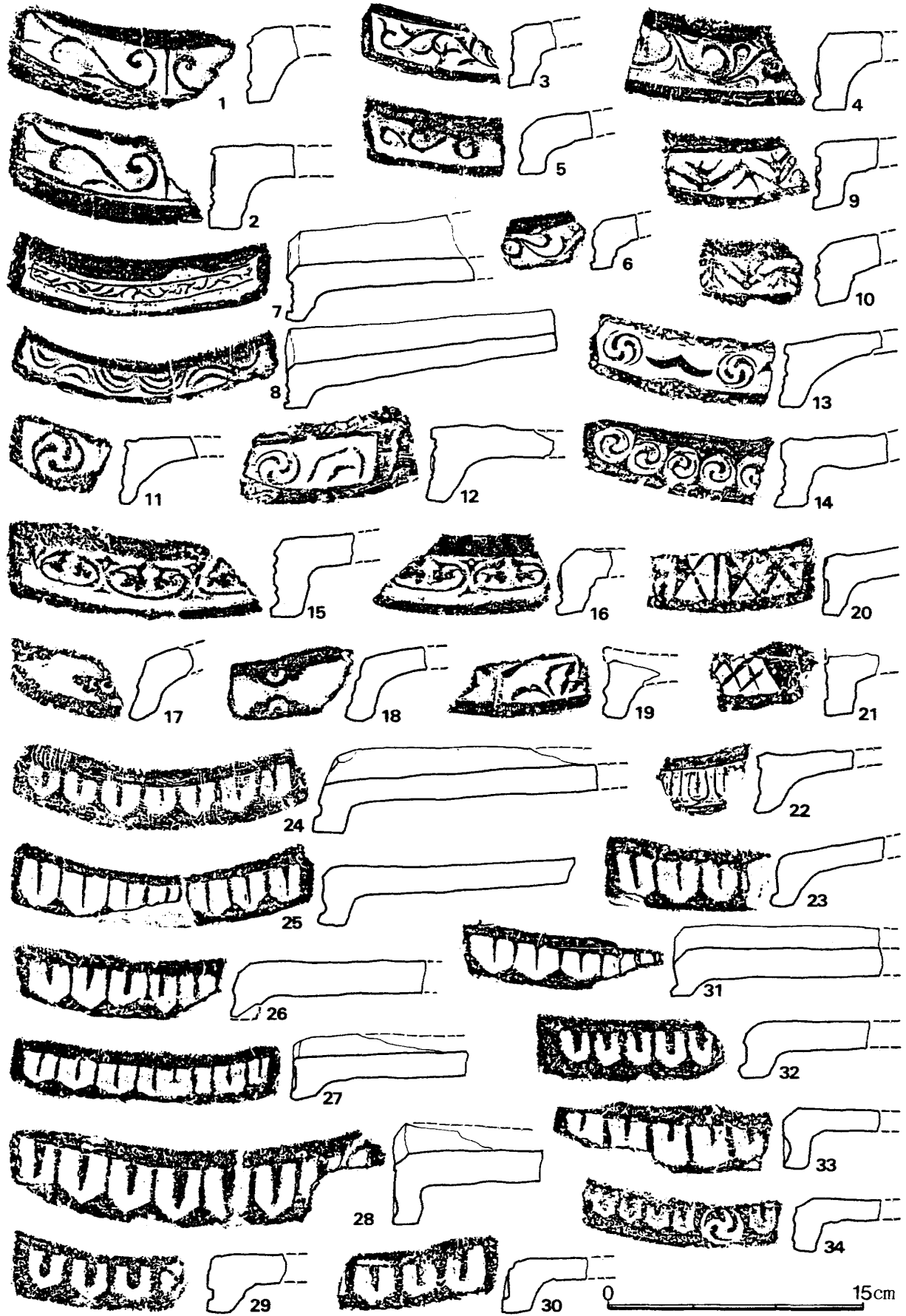
しかし、ここで柳之御所遺跡の軒平瓦(口)に似た剣巴紋軒平瓦(第6図11・12)が出現し、剣頭紋軒平瓦(第6図13・14)と共存する点は新しい様相である。柳之御所遺跡や中尊寺大池周辺遺跡でも、剣巴紋軒平瓦に剣頭紋軒平瓦が共伴し

ており、両者は一体となって平泉に伝播した可能性が強い。両者が共存するのは、非常に限定された時期であることは、法住寺殿出土瓦において、前者が脱落する事実から論定できる。

法住寺殿出土瓦(折曲技法の主流化) 法住寺殿は後白河法皇の院御所で、それにともなう御堂が蓮華王院(三十三間堂)である。法住寺殿の呼称は、古くから存在した寺院に由来するが、そこが後白河の院御所として再出発するのは応保元(1161)年以降のことと考えられる[杉山1981]。1988年、三十三間堂の東隣の発掘調査で、鎧武者を葬った墓が見つかった。木曾義仲が法住寺殿を襲撃したときの戦死者であろう[平安博物館1984b]。同じ発掘調査で、6基の井戸跡などから軒丸瓦81種190点、軒平瓦154種329点が出土した。法住寺殿創建時を上限とし、史料から法住寺殿が姿を消す15世紀中頃までの瓦と考えられる。



第6図 平安宮「会昌門推定地」出土の中央官衙系半折曲技法・折曲技法軒平瓦
[京都市文化財保護課1976-図36・37より抽出し再構成] 縮尺1/4



第7図 法住寺殿出土の中央官衙系軒平瓦 縮尺1/4
 [平安博物館1984b-第62~66図より抽出し再構成]

出土した瓦には南都・播磨・讃岐系など地方産の瓦も少なくないが、中央官衙系軒丸瓦は30種72点、軒平瓦は88種134点と、全体の約2/5を占める。軒丸瓦の中では、宝相華紋を含む蓮華紋軒丸瓦は3種12点17%で、巴紋軒丸瓦の27種60点83%の1/5以下にすぎない。すなわち、栢杜遺跡八角円堂に比べて、蓮華紋系軒丸瓦はさらに減少傾向にある。一方、軒平瓦においては唐草紋23種28点21%、連巴紋や雁巴紋などの巴紋系15種16点12%、宝相華紋2種4点3%、剣頭紋系43種81点60%で、栢杜遺跡八角円堂で主流だった巴紋系軒平瓦は著しく減少し、剣頭紋系軒平瓦が主流となっている(第7図)。減少した蓮華紋系・巴紋系軒平瓦のうち、第7図12・17～19・22は栢杜遺跡八角円堂と同範の可能性が強く、1155年前後から1160年代に至るまで、同じ範を使用し続けていたことがわかる。技法的にもこれらは半折曲技法を踏襲している。

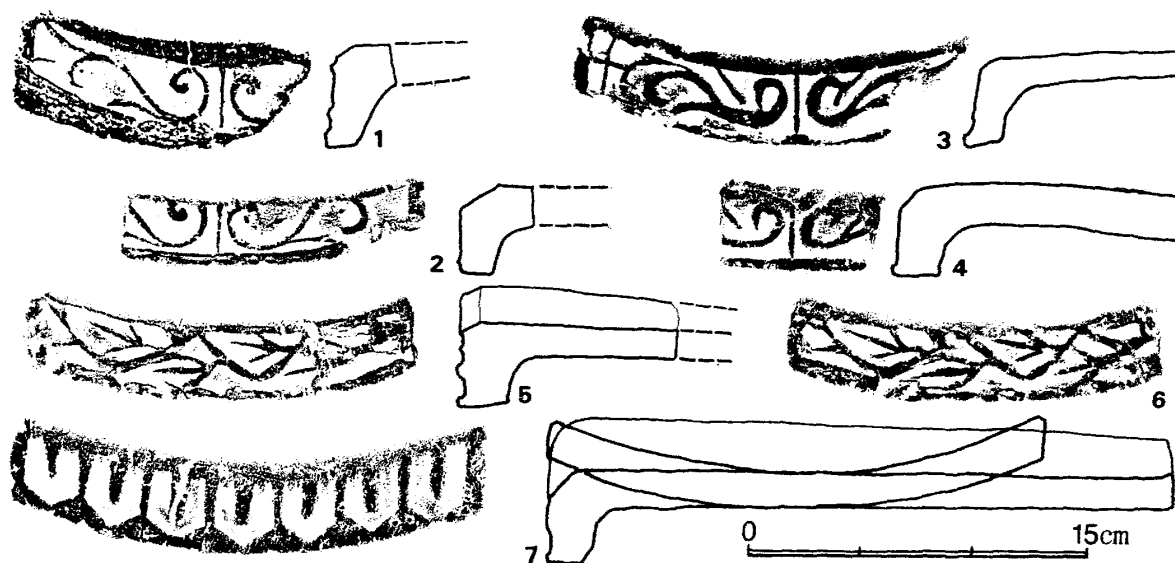
一方、剣頭紋系軒平瓦は中心飾に巴1個を置く剣巴紋軒平瓦1点(第7図34)を含むが、柳之御所遺跡に共通する陰刻剣頭と巴とを交互に配した剣巴紋軒平瓦は皆無である。鎌田は法住寺殿所用瓦が柳之御所遺跡出土瓦に影響したと考えるが、紋様的には柳之御所遺跡で主体を占める剣巴紋軒平瓦は、法住寺殿ではすでに姿を消しているのである。これは、法住寺殿出土軒平瓦の折曲技法では、例外なく瓦当上端にケズリを施しており、平瓦部凹面から瓦当面が曲面をなすために、瓦当上端の紋様がうまく刻出されない製品が姿を消している事実とも連動する。すなわち、柳之御所遺跡における軒平瓦折曲技法も、法住寺殿段階以前の中央官衙系瓦屋の技術的な影響を、強く受けているのである。

軒平瓦における巴紋系から剣頭紋系への交代劇は、明らかに製作技法の交代と並行関係にある。すなわち、唐草紋や宝相華紋・巴紋系軒平瓦においては半折曲技法が主流を占めるのに対して、剣頭紋系軒平瓦の絶対多数は折曲技法である。報告書[平安博物館1984b]においては、前者を法住寺殿創建時、後者を寿永2(1183)年の木曾義仲による焼討後、建久2(1191)年に源頼朝が再建した時の瓦と推定するが、両者がそれほど截然と年代で区別できるかどうかは疑問である。少なくとも、以下に述べる福原京出土瓦から推定すれば、治承4(1180)年の福原遷都以前に半折曲技法がほとんど姿を消し、折曲技法が主体と

なっていたことはほぼ確実なのである。

祇園遺跡(半折曲技法の消滅) 福原京は治承4(1180)年6月～11月の短命な都で、寿永2(1183)年の平家の西海落ちに際して焼き払っているため、下限はおのずと決まる。近年、兵庫区上祇園町の祇園遺跡で、平安時代後期の園池や遺物が相次いで発見され[神戸市教委1996・1997・2000]、福原京の片鱗が顔を覗かせた。出土した軒瓦は小型で、ともなう平瓦・丸瓦が少ないために、檜皮葺邸宅の葺瓦と推定されている。播磨系軒瓦が主体をなすが、中央官衙系瓦屋の製品が少数混じる。中央官衙系軒平瓦(第8図2・4～7)は唐草紋3種、剣頭紋1種で、すべて折曲技法による。播磨系軒平瓦に連巴紋がいくつかあるが、剣巴紋軒平瓦は存在しない。唐草紋軒平瓦には法住寺殿(第8図1)や鳥羽離宮南殿(第8図3)と同範品がある。これらの軒平瓦は「会昌門推定地」出土の第6図5・6の系譜を引き、第8図1は半折曲技法、2～4は折曲技法の製品である。つまり、この系譜の軒平瓦は、1161年から1180年の間に半折曲技法から折曲技法へ変遷したのである。

ただし、鴨長明の『方丈記』には福原遷都(治承四年水無月のころ、にわかになつり侍りき)のありさまを、京都では「家はこぼたれて淀河に浮び」、福原京では「その地、ほど狭くて、条里を割るに足らず」「日々にこぼち、川も狭に運



第8図 福原京(神戸市祇園遺跡)出土の中央官衙系軒平瓦と京都出土の同範瓦 縮尺1/4

- 1 法住寺殿[平安博物館1984b-第62図1] 2・4～7 祇園遺跡[神戸市教委1997-fig.44-5・6・9・11、同2000-図30の2]
3 鳥羽離宮南殿[細谷1968-G2型式]

び下す家、いづくに造れるにかあるらん。なお空しき地は多く、造れる屋は少し」。そして還都後の京都は「こぼちわたりせりし家どもは、いかになりにけるにか、ことごとくもとの様にしも造らず」と描写している。これに従えば、福原京には京都から移築した住宅があり、祇園遺跡出土瓦も京都から運び込んだ再利用瓦の可能性がある。また、福原遷都以前から清盛の邸宅などがこの地にあって、1169年頃から後白河上皇なども訪れている[神戸市教委2000]。しかし、祇園遺跡出土瓦には、明らかに法住寺殿出土瓦よりも後出の要素があり、1160年代末以降、1180年以前の基準資料としてこれを扱うことが可能である。

平泉の折曲技法軒平瓦の年代 以上、1155年の栢杜遺跡八角円堂では、半折曲技法の巴紋系・花卉剣頭文系軒平瓦が主流で、折曲技法の陰刻剣頭紋軒平瓦はまだ出現していない。ところが、1158年の朝堂院修造で剣巴紋系・剣頭紋系の折曲技法軒平瓦が加わり、1161年の法住寺殿創立時には剣頭紋系折曲技法軒平瓦が唐草紋・幾何学紋・宝相華紋・巴紋系の半折曲技法軒平瓦を圧倒するが、陰刻剣頭と巴とを交互に配した剣巴紋軒平瓦は早くも姿を消す。さらに、1180年以前の福原京では折曲技法軒平瓦が主流となり、半折曲技法軒平瓦が姿を消す。福原京には播磨系瓦屋の製品が多いために、唐草紋が主流をなすなど、紋様的な推移は決して漸移的ではないが、半折曲技法の衰退と折曲技法の隆盛という流れは、まさに1158～1180年の間の交代劇であったことがわかる。

以上、京都における軒平瓦の変遷と比べた場合、柳之御所遺跡出土瓦は、陰刻剣頭と巴とを交互に並べた剣巴紋軒平瓦が主体をなすこと、折り曲げた時に平瓦部凹面から瓦当面が曲面をなし、瓦当上端の紋様がうまく刻出されない特色があることから、「会昌門推定地」段階、すなわち1158年の藤原信西による平安宮修造時の瓦と同年代と判断できる。地域的なタイムラグを配慮しても、柳之御所遺跡出土瓦は1160年代も早い段階に製作されたと考えられるのである。

京都では1158年以降、1180年以前には半折曲技法と折曲技法が共存し、後者が次第に前者を駆逐する。しかし、柳之御所遺跡に折曲技法の剣巴紋系軒平瓦を導入した当時は、中央官衙系瓦屋では半折曲技法が折曲技法を凌駕していた。しかし、招聘された京都の瓦工は、古い技法ではなく、最新の折曲技法を最新

の紋様とともに導入したのである。

なお、柳之御所跡出土瓦の中では、宝相華紋系軒平瓦に半折曲技法が採用されている[鎌田1998a]。しかし、前節で述べたように、宝相華唐草紋軒平瓦は初代清衡の晩年に導入され、若干の在地化を遂げている。柳之御所遺跡出土例(第1図20・21、第2図4・6)も紋様の在地化を遂げたものならば、基衡時代に主流の瓦で、中央官衙系瓦屋が折曲技法を採用する以前の半折曲技法、紋様では剣巴紋や陰刻剣頭紋系軒平瓦が普及する以前に平泉に導入されたと考えておきたい。もちろん、招聘瓦工が両技法を同時に導入した可能性も皆無ではないが、柳之御所遺跡では在地化した宝相華紋系軒平瓦がごく少量しか出土せず、むしろ加羅御所遺跡などで主体をなす可能性が考えられるので、両者の導入に若干の時期差を想定するのが妥当だろう。

4 柳之御所遺跡における屋根景観の復原

柳之御所遺跡出土瓦は薨瓦か 前節で論証したように、柳之御所遺跡で主体的な軒平瓦(口)、すなわち陰刻剣頭2個と巴とを交互に配した剣巴紋軒平瓦は、平安京では1158年の平安宮修造において主体的に使用され、1160年代のはじめには姿を消す。地域的なタイムラグを配慮しても、柳之御所遺跡出土瓦は1160年代も早い段階のものである。鎌田勉は別の論理で、柳之御所遺跡出土瓦を京都の法住寺殿造営期(1161～67年)の瓦と関係づけながら、実年代を1170年頃としたのは、それが平泉館における中心的建物の棟瓦であるという想定と不可分であった[鎌田1994]。つまり、秀衡が任ぜられた従五位下鎮守府將軍の位階・官職が、檜皮葺・薨棟屋根の邸宅を可能にしたと考えたのである。しかし、根拠となる六位以下の檜皮葺宅禁止令(『日本紀略』長元3年4月23日条)は、11世紀の平安京内を対象とした禁制で、12世紀後半の平泉で同じ規制が働いたとは断言できない。いずれにしても、柳之御所遺跡出土瓦の実年代が、1160年代にさかのぼる以上、柳之御所跡における屋根景観も再検討が必要となる。

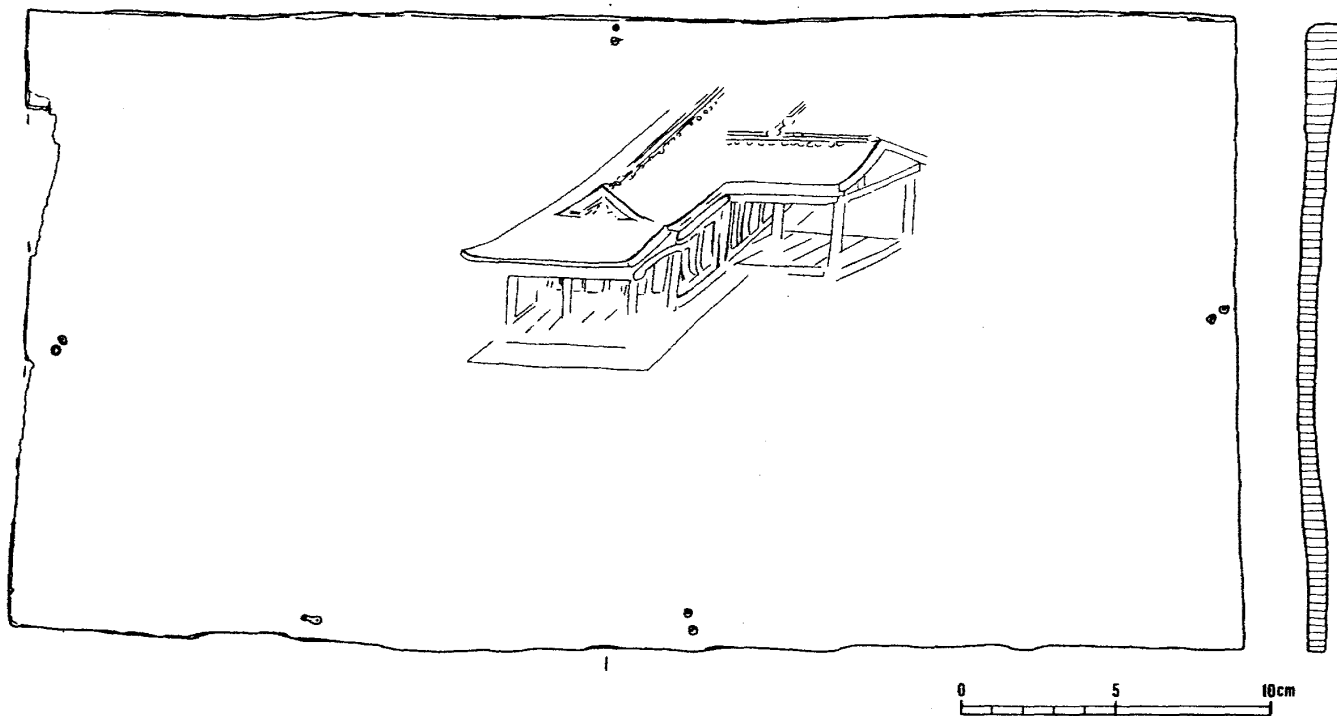
柳之御所遺跡出土板絵のインパクト 瓦から導いた年代よりも、1170年という年代観が先行した背景には、折敷に描いた寝殿造風建物の薨棟の描写(第9

図上)が与えたインパクトもあったようだ。とくに、柳之御所遺跡の遺構や瓦出土状況を分析する以前から、この板絵を「平泉に当時存在した建物を実際に見て、あるいはそうした建物を念頭に入れたうえで描かれた可能性が高く、当時平泉に建てられていた奥州藤原氏の住宅をかなり反映している」という評価が下された[川本1992]ことも、柳之御所遺跡出土瓦が寝殿造風建物の檜皮葺・葺棟に使用されたという先入観を生み、1170年という年代観を支えたように思う。

しかし、京都の技術者が多数平泉を訪れていたとすれば、この板絵が柳之御所遺跡の建物を写したものとは論定はできない。宴会のお膳に使用した折敷ならば、招聘された絵師が酔いに任せて、自分の腕前を披露する場面を想像するのがはるかに素直な解釈である。絵画は情報伝達手段でもあるが、古代絵画が写実よりも模本を基本とする事実を配慮すれば、眼前の建物をスケッチしたのではなく、描き慣れた型どおりの建物図を、招聘絵師が披露した可能性が高いと考える。平城京の長屋王邸北側の二条大路で出土した「楼閣山水之図」を習書した折敷が、「日本の建物群とは思えない図柄で」「中国伝来の絵画を写したものであろう」と評価されている[上野1991]事実を想起されたい。

板絵と来迎図の建物の共通性 川本重雄は絵巻や仏画を博搜した上で、「妻側から建物を描く描法という観点から見ると、来迎図に似たものがある」と指摘し、具体例として京都知恩院蔵の「阿弥陀二十五菩薩来迎図」を挙げる。ところが「これは住宅の出入口として利用された中門を描いたもので対とは異なる。仏画の遺品の中にも、板絵に合致するものはない」と断言する[川本1992]。しかし、知恩院の阿弥陀来迎図(13世紀後半)に描かれた檜皮葺・熨斗棟の建物は、向きも外形も板絵と異なる。むしろ、宇治平等院鳳凰堂の北面側壁画(中品中生図)において、阿弥陀来迎図左下に描かれた檜皮葺・熨斗棟屋根の建物鳥瞰図(第9図下)との類似性に注目すべきである。細部の描写は違っても、建物を妻側から描くことだけでなく、建物の向きや外形、鳥瞰するときのアングルに至るまで、柳之御所遺跡出土の板絵との共通性が強い。

ただし、知恩院の阿弥陀来迎図の建物図も、鳥瞰したときのアングルには共通点がある。その目線は、空を飛ぶ阿弥陀と聖衆を正面に見据えて、下方にそ



第9図 上；柳之御所遺跡出土の「寝殿造風建物」板絵[岩手県埋文センター1995-2080]
 下；平等院鳳凰堂北面側壁画(中品中生図)の建物図[福山・森1944-図版87]

れを迎える往生者の住居を描くのに対応しており、来迎図における常套的な建物の描法が、柳之御所遺跡出土の板絵の背景にあると考える。描く建物が対屋か中門廊かは細部描写の違いであり、少なくとも、それが平地からの目線でない以上、この板絵はスケッチ画ではないだろう。秀衡の無量光院は平等院を模倣して、「堂内四壁扉」に「観経大意」を図絵していた(「文治注文」)。とすれば、鳳凰堂壁画と同様の来迎図を描き慣れた招聘絵師が、この板絵の時代に平泉に滞在していた可能性はきわめて高いはずだ。

川本は、この板絵の広廂に架かる繫虹梁つなぎこうりょうに注目し、「平安時代の絵巻や仏画の住宅描写においてこの繫虹梁が描かれることはほとんどない」ので、「これが京などから齎もたらされた絵巻や仏画などを模したのではなく、実際の建築に基づいて描かれたことを示している」と主張する[川本1992]。しかし、常套的建物図をもとに部分解説を加えることは現代でもよくある。川本自身が指摘したように、繫虹梁部分の描写は的確でも、主屋の柱と梁先がずれており、常套的建物図の中でも描き慣れていない付加部分のように見える。

想像を逞しくすれば、宴席で技術者をはさんだ会話がついつい細部まで及び、「繫虹梁」や「葺棟」の説明に、阿弥陀来迎図を描き慣れた招聘絵師が一役買う場面を考えることもできるだろう。いずれにしても、以下に論証するように、柳之御所遺跡で出土した瓦は、檜皮葺・葺棟ではなく、総瓦葺の小仏堂の屋根を構成するので、板絵のような葺棟屋根の建物が、柳之御所遺跡内に存在しなかったことだけは断言できるのである。

葺瓦認定の条件 出土瓦の組成や出土状況から、檜皮葺・葺棟屋根の復原が可能であることを証明したのは筆者である。すなわち、平安京右京一条三坊九町で検出された高級貴族邸宅の発掘調査成果[京都府教委1980・1981]を受けて、①九町の周辺部よりも中心部の柱抜き取り跡などから瓦が多く出土し、出土状態から九町の中樞をなす掘立柱建物群で瓦を使用したと考えられること。②瓦の出土絶対量が少ないだけでなく、出土量比(個体数換算)において、軒丸瓦：丸瓦 = 1 : (0.86~1.66)、軒平瓦：平瓦 = 1 : (2.27~4.53)程度、すなわち、軒丸瓦1枚に対して丸瓦1~2枚、軒平瓦1枚に対して平瓦3~5枚

で、軒瓦に対する丸・平瓦の割合が著しく少ないこと。

- ③接合作業を経た出土平瓦は、全長は判明しても幅を1/2以上残すものはなく、おもに平瓦を半截した熨斗瓦と判断できること。

などを根拠に、平安京における平安時代前期の高級貴族邸宅の屋根が、檜皮葺・葺棟に復原できることを示したのである[上原1988・1991]。しかし、柳之御所遺跡出土瓦は、この3つの条件をクリアーできないだけでなく、それとはまったく相反する実態を呈するのである。

柳之御所遺跡における瓦の出土状況と出土絶対量 柳之御所遺跡出土瓦を葺瓦であると主張する最大の論拠は、出土絶対量が少ないことである[江谷1993、鎌田1994、岩手県埋文センター1995]。たしかに、30000㎡弱を発掘して出土した約81kg1287点という瓦の破片数[岩手県埋文センター1995]^{註11}はきわめて少ない。しかし、出土瓦の絶対量の少なさは、瓦の使用法だけでなく、使用した建物の棟数や規模にも左右され、さらには発掘調査が及んだ範囲、遺跡の埋没状態や廃絶後の攪乱などにも深くかかわる。近年、都城や官衙遺跡の発掘調査成果においてしばしば採用される「出土絶対量が少ないから葺瓦だ」という論法は、検出した遺構・遺物や発掘調査の実態を軽視し、それに即した分析を怠った、あるいは怠ることを正当化する暴論で、とうてい首肯することはできない。

以下、まず柳之御所遺跡における瓦の出土状況を再検討して、その絶対量の少なさの由来を考察する。以下の推論は、瓦が遺構と直接関係のない混入品でないとすれば、出土絶対量が少ないことは、限定された建物で瓦を使用した事実を反映しており、瓦の出土状況や出土地点から、その建物の場所をある程度まで推測できるという、当然の前提のもとに進む。

岩手県埋文センターが実施した柳之御所跡第21・23・28・31・36・41次調査における瓦の出土地点は、堀内部地区で検出された池23SG1の南西を中心に広範に及ぶ(第10図)。素直にこの分布状況を解釈すれば、瓦を葺いた建物は池23SG1の南ないし西に存在し、それ以外の瓦は本来の使用場所から拡散したことになる。この解釈は、県埋文センターの調査成果[岩手県埋文センター1995]が公表される以前、平泉町教委の試掘調査成果を根拠として、すでに提起されていた。

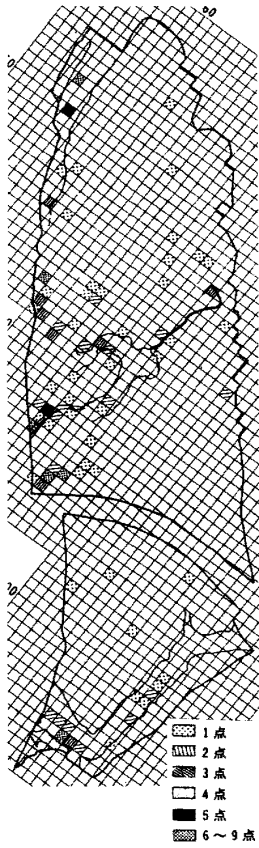
すなわち、柳之御所遺跡における瓦の出土地点を整理した本澤慎輔は、町が実施した発掘調査において瓦が出土した場所として、

- (イ) 池跡南西に接した第13次調査区[平泉町教委1984]。「井戸跡から700片を越す多量の瓦片を出土、接合して完形あるいは完形に近いものも多数ある」。
- (ロ) 第15次調査区[平泉町教委1984]。「(イ)の西側に接した位置で、堀跡の埋土から瓦片が多数出土している」。
- (ハ) 猫間が淵跡第3次調査[平泉町教委1990]。「(ロ)の南側に近接しており、溝跡の埋土から瓦の細片が94点出土している」。

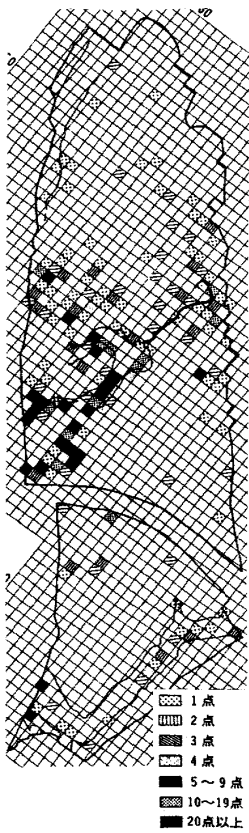
の3ヶ所をあげ、「(イ)(ロ)(ハ)の順に数量が減少し、瓦の破片の大きさが小さくなることから、(イ)の周辺に瓦を使用した建物があり、それが廃絶したあと瓦が四散した」と考えたのである[本澤1992]。第10図に示したように、岩手県埋文センターが発掘調査に着手する前の第13次調査において、700点以上の瓦片が出土した井戸(G-4C土坑2)は池23SG1の真西にある。

本澤が指摘する(ロ)の事実は重要である。県埋文センターの広大な調査区においては、池23SG1から南や東に離れるにしたがい瓦の分布が稀薄となるのに、南東隅でL字形に検出した堀SD1から相当量の瓦片が出土している。(ロ)の事実を踏まえれば、これは(イ)付近で使用した瓦が、西側の堀に落ち込んで南東隅まで流れた事実を示しており、まだ調査されていない西堀に多数の瓦が残されている可能性を強く示唆する。つまり、柳之御所遺跡における瓦の出土絶対量が少ないのは、かなりの量の瓦が未調査区に埋もれているからで、葺棟復原の根拠にはなり得ないのである。

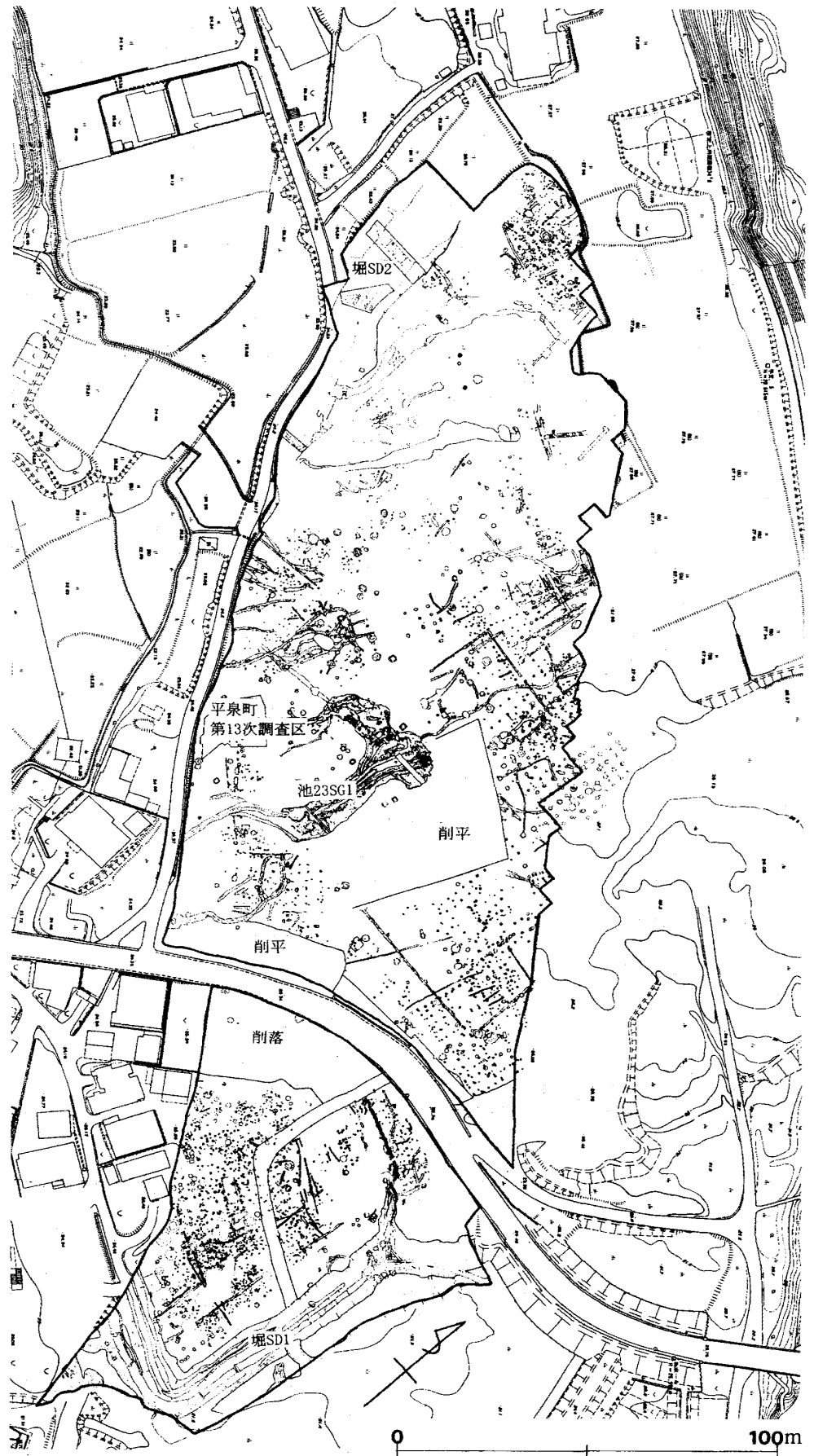
なお、鎌田は柳之御所遺跡における瓦の分布の中心は池の北東で、比較的大きな中心建物群を検出した周辺にあると見て、瓦を葺いた建物は池の北東側に存在したと考える[鎌田1994]。しかし、池の西や南に比べて、池の北東における瓦の分布は稀薄である。鎌田は「中心建物は平坦な高い面に立地するが、中心建物の西の池跡～堀までは緩斜面で」、池の西や南の瓦は「中心建物の瓦が四散した際に、より低い方へ流れ込んだ」と説明する。しかし、鎌田のように池の北東に瓦の分布の中心を想定した場合、不要になった瓦をかついで池を越え、



丸瓦の分布(遺構内出土)



平瓦の分布(遺構内出土)



第10図 岩手県埋文センターによる柳之御所遺跡の発掘調査で出土した瓦の分布図
[岩手県埋文センター1995-折込付図と分冊3の第21・22図などから再構成]

13次調査区の井戸(G-4C土坑2)まで捨てに行っただけでない限り、本澤が指摘した瓦の出土状況は説明できない。

削平された礎石建物の存在 県埋文センターの発掘の結果、出土した瓦の分布状況は、本澤の見解を追認したにもかかわらず、出土状況からその瓦を葺いた建物の場所を池の南西とする解釈は無視された。それは、池23SG1の北や東では掘立柱建物が重複して検出されたのに、池の西や南では建物の痕跡がなかった事実に由来する。おそらく、寝殿造風建物の板絵や瓦の出土絶対量の少なさが先入観となり、建物密集地域こそが檜皮葺・葺棟屋根用の瓦のおもな使用場所で、池23SG1の南西における瓦の集中は、そこからの流れ込みであるという解釈を生んだのである。

しかし、所用建物が廃絶した後、発掘されるまでの瓦にどのような物理的な力が加わったのかを科学的に解明するすべはない。したがって、出土状況だけで、柳之御所遺跡において瓦を使用した建物の位置は特定できない。しかし、掘立柱建物の痕跡がない場所において瓦の分布が稠密で、しかも集中地点から離れるほど瓦が細片化したり磨耗する現象が確認できた場合は、瓦が集中地点に二次的に移動した可能性よりも、そこに削平された礎石建物が存在した可能性を優先して考慮すべきである。瓦の集中地点に、削平された小規模な礎石建物を想定すれば、池の北から東にかけて掘立柱の殿舎が建ち並び、池をはさんだ対岸に、瓦葺礎石建物があったことになる。

平安京左京六条三坊六町(左京区上柳町)にあった慶滋保胤(?-1002)の邸宅は、「就隆為小山。遇窪穿小池。池西置小堂安弥陀。池東開小閣納書籍。池北起低屋著妻子。」(天元5(982)年10月「池亭記」『本朝文粹』巻第12。以下、「池亭記」と略称)という建物配置をとっていた。つまり、隆起した土地を小山に、窪地を池にして庭園とし、池の西に小堂を建てて阿弥陀仏を祀り、池の東に書庫を、池の北に住宅を建てたわけだ。この屋敷の構成は、上述した柳之御所遺跡の池23SG1を中心とした建物配置と瓜二つである。持仏堂を、同じ敷地内で住宅から離して建てるのは、平安京の貴族邸宅ではごく一般的なのである[清水1976]。

すなわち、柳之御所遺跡出土の瓦は、池23SG1の西側に建てた持仏堂所用の

瓦である可能性が浮上してきたわけである。以下、出土瓦における軒瓦と平・丸瓦の量比から、この可能性をさらに追究する。

柳之御所遺跡における軒瓦と平・丸瓦の量比 柳之御所遺跡出土瓦が葺瓦であるという主張のおもな根拠は、出土絶対量が少ないことであった。しかし、鎌田勉だけは「瓦の出土量は総瓦葺き建物の存在を否定する根拠の一つとなっても、それだけで証明したことにはならない」と正しく評価し、「上原1988の方法^(ママ)を提用してみる」と断った上で、「軒瓦とそれ以外の瓦の破片数の量比は60:996である。破片1個を1枚の瓦とみて計算すると軒瓦1枚当たり平瓦16.6枚である。総瓦葺きの場合通常「平瓦三枚重ね」を行うが、その際1枚の1/3が露出する計算になる。平瓦1枚の縦の長さを30cmとみて算定すると、軒先から166cm程にしかならず、たとえ小さな建物でも屋根全面を瓦で葺き上げることは困難である。つまり、瓦の総出土量及び軒瓦とその他の瓦との量比から、柳之御所跡には総瓦葺きの建物は想定できず、瓦は屋根の棟のみに使用したことが想定され、これまで平瓦として判断してきた瓦は熨斗瓦として使用した事が推定できる」[鎌田1994]と述べている。

鎌田の期待に反して、柳之御所遺跡出土の平瓦の大半が熨斗瓦ではなく、普通の平瓦であることは後述する。以下、おもに鎌田が算出した軒瓦と平・丸瓦の量比と、それから導きうる仮説について検討する。

鎌田論文で提示された「軒瓦とそれ以外の瓦の破片数の量比は60:996」という数値の根拠ははっきりしない。上述したように、柳之御所遺跡の正報告書[岩手県埋文センター1995]に記載された第21・23・28・31・36・41次調査出土瓦の破片数の総和は1287点で、 $60 + 996 = 1056$ よりも多い^{註1 2}。また、分冊1の巻末616～20頁の「瓦観察表」に掲載された瓦は、軒丸瓦25点(遺構内24点、遺構外1点)、軒平瓦10点(遺構内5点、遺構外5点)、丸瓦58点(遺構内43点、遺構外15点)、平瓦109点(遺構内81点、遺構外28点)にすぎない^{註1 3}。

鎌田がカウントした軒瓦60点のうち、岩手県埋文センターの報告書には35点しか掲載されていない。60点という軒瓦数は、平泉町教委調査分も含めた柳之御所遺跡の発掘で出土したすべての軒瓦片の総数59点[本澤2000]に近似する。

しかし、鎌田の示した60：996には、町教委の調査で出土した平・丸瓦の破片数はカウントされておらず、実際の量比は1：16.6よりも平・丸瓦の割合が大きくなると思われる。ただし、報告書の瓦に関する数量的な考察[岩手県埋文センター1995-分冊3]は、基本的に鎌田論文に依拠しているようである。以下、柳之御所遺跡出土瓦を数量的に分析したプライオリティーは鎌田論文にあると判断して、「軒瓦とそれ以外の瓦の破片数の量比」「1：16.6」という数値を尊重して議論を進める^{註14}。少なくとも、檜皮葺・葺棟屋根を復原する根拠は、軒瓦に対する平・丸瓦の量比が小さいことにあり、現実には、鎌田の推算値よりも平・丸瓦の割合が増えるという予測もできたので、1：16.6という数字を尊重しても、それが葺棟屋根を復原する根拠にならない事実を提示すれば、本稿の意図は達成できることになる。

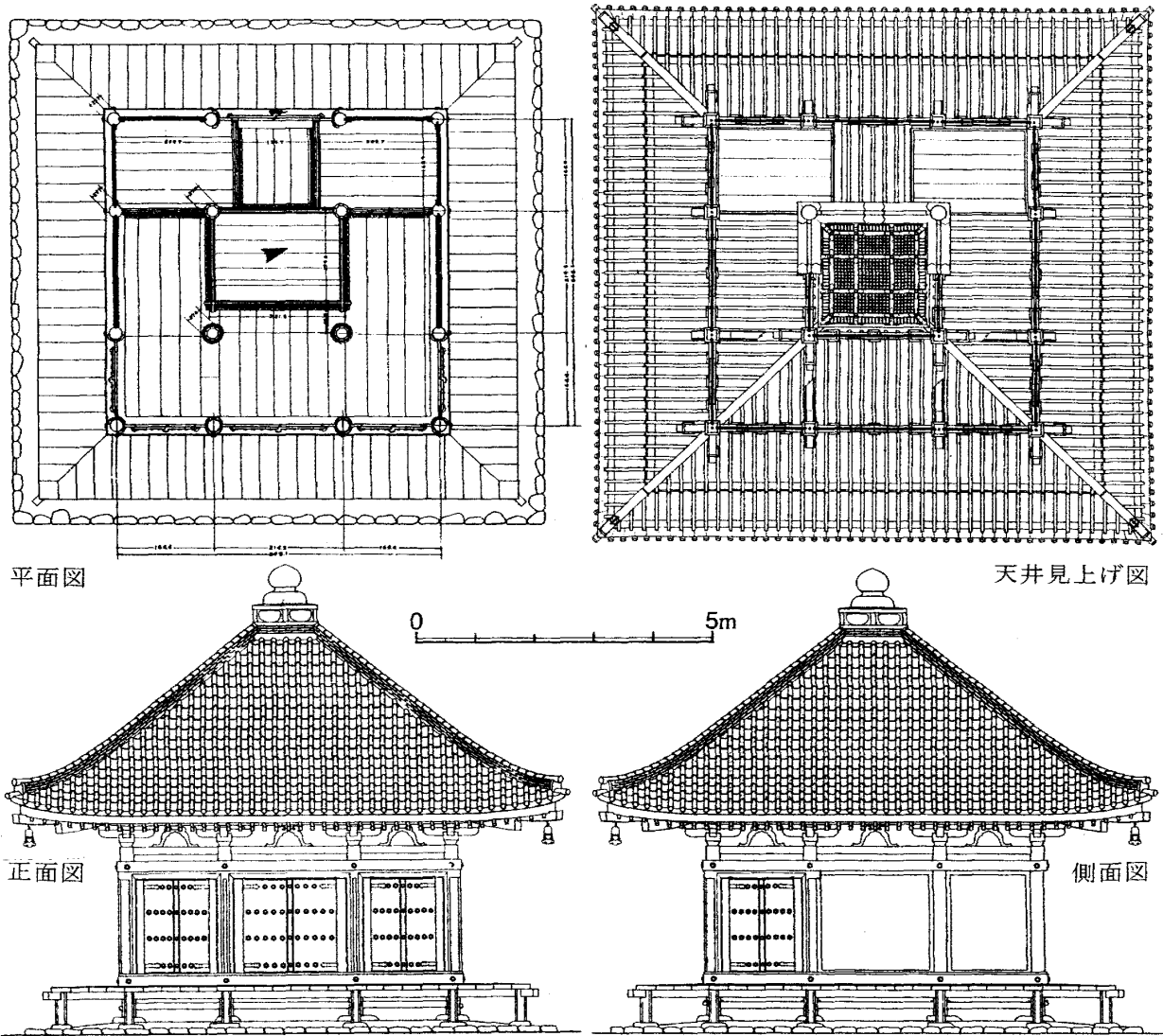
鎌田が試算した軒瓦と平・丸瓦の量比は、筆者が平安京右京一条三坊九町の貴族邸宅で檜皮葺・葺棟屋根を推定したときの量比[上原1988・1991]、すなわち、軒丸瓦：丸瓦=1：(0.86～1.66)、軒平瓦：平瓦=1：(2.27～4.53)に比較すると丸・平瓦の割合が著しく高い。もちろん、後者は出土重量から平・丸瓦の個体数を換算した上での量比で、破片数から導いた柳之御所遺跡における量比と直接比較できない。しかし、柳之御所遺跡で出土した瓦を、個体数に換算して議論することは現状では不可能なので、1：16.6を個体数に準ずるものと解して、以下議論を進める。いずれにしても、柳之御所遺跡における量比から「どんな小さな建物でも屋根全面を葺き上げることはことは困難である」と判断して、葺瓦と断ずることは明白な誤解なのである。以下、建物の規模および瓦の葺き方の違いによって、軒瓦と平瓦・丸瓦の使用枚数の比率がどのように変化するかを、具体例に即して試算してみよう。

中尊寺金色堂を総瓦葺にする 金色堂は一辺5.48mの一間四面堂(第11図)。数少ない木瓦葺屋根の実例である。平安時代の京都周辺では、鳥羽離宮北殿の御堂、宇治平等院鳳凰堂を写した勝光明院が木瓦葺だったという(『長秋記』長承3年2月1日、保延元年6月1日条)が、金色堂と同じものかわからない。

金色堂の木瓦葺は、焼物の瓦を使った本瓦葺屋根を模倣しており、軒先に配

した軒平瓦型と同じ幅の平瓦型を屋頂に向けて三段に重ねて平瓦列を表し、その隙間に半円形断面の丸瓦型をやはり三段に重ねる。平瓦型・丸瓦型ともに継目と葺足を彫刻し、行基葺風に表現した丸瓦型の先端には瓦当部を造りだす。しかし、軒平瓦型と同様、瓦当面に紋様の表現はない。隅棟は棟先部を欠くが、熨斗瓦を三重に積んで棟下を面戸瓦でふさいだ状況や、頂部を丸瓦(雁振瓦)で覆った状況まで丁寧に刻出する。

修理工事報告書[国宝中尊寺金色堂保存修理委員会1968]に図示された木瓦葺の表現にしたがえば、金色堂の屋根には、軒平瓦(隅軒平瓦を含む)184枚 軒丸瓦(隅軒丸瓦・鳥衾瓦を含む)188枚 鬼瓦4枚、平瓦(熨斗瓦を含む)2118枚、丸瓦(雁振瓦を含む)1736枚、面戸瓦176枚を葺いていることになる。この場合



第11図 中尊寺金色堂[国宝中尊寺金色堂保存修理委員会1968] 縮尺1/150

は、軒平瓦：平瓦 = 1 : 11.5、軒丸瓦：丸瓦 = 1 : 9.2、軒瓦：平・丸瓦 = 1 : 10.4である。つまり、金色堂の木瓦葺の表現にしたがえば、軒瓦に対する平・丸瓦の割合は1 : 16.6よりもはるかに小さく、柳之御所遺跡出土の瓦の量比ならば、総瓦葺屋根は十分葺けるのである。

ただし、金色堂の木瓦葺の表現法には、焼物の瓦を使った本瓦葺の実体と合致しない点がある。たとえば、平瓦の枚数は丸瓦の約1.2倍となっているが、これは平瓦の葺足が異常に長く表現されたため、古代の本瓦葺屋根で必要な平瓦の枚数は、通常は丸瓦の約2倍である。そこで、以下、柳之御所遺跡出土瓦とほぼ同じ大きさの平瓦や丸瓦を使って金色堂の屋根を葺いた場合に、必要な瓦の枚数を試算する。

金色堂の屋根は一辺約9.6m。屋根は若干の反りをもつが、これを直線として屋根面積を試算すると約117㎡、隅棟の長さは約7.5mとなる。柳之御所遺跡出土平瓦は幅20cm強、長さ30cm前後なので、平瓦二枚重ね^{註15}で金色堂の屋根を総瓦葺にした場合、

必要な軒平瓦の枚数は、 $9.6 \div 0.2 \times 4 = 192$ 枚

必要な平瓦の枚数は、 $117 \div (0.2 \times 0.3) \times 2 = 3900$ 枚

熨斗瓦を三重に積んだ場合に必要な平瓦枚数は、 $7.5 \div 0.3 \times 3 \times 4 = 300$ 枚

軒平瓦：平瓦は、およそ1 : 22

丸瓦の必要枚数を平瓦の2分の1とすると、

必要な軒丸瓦枚数は、192枚

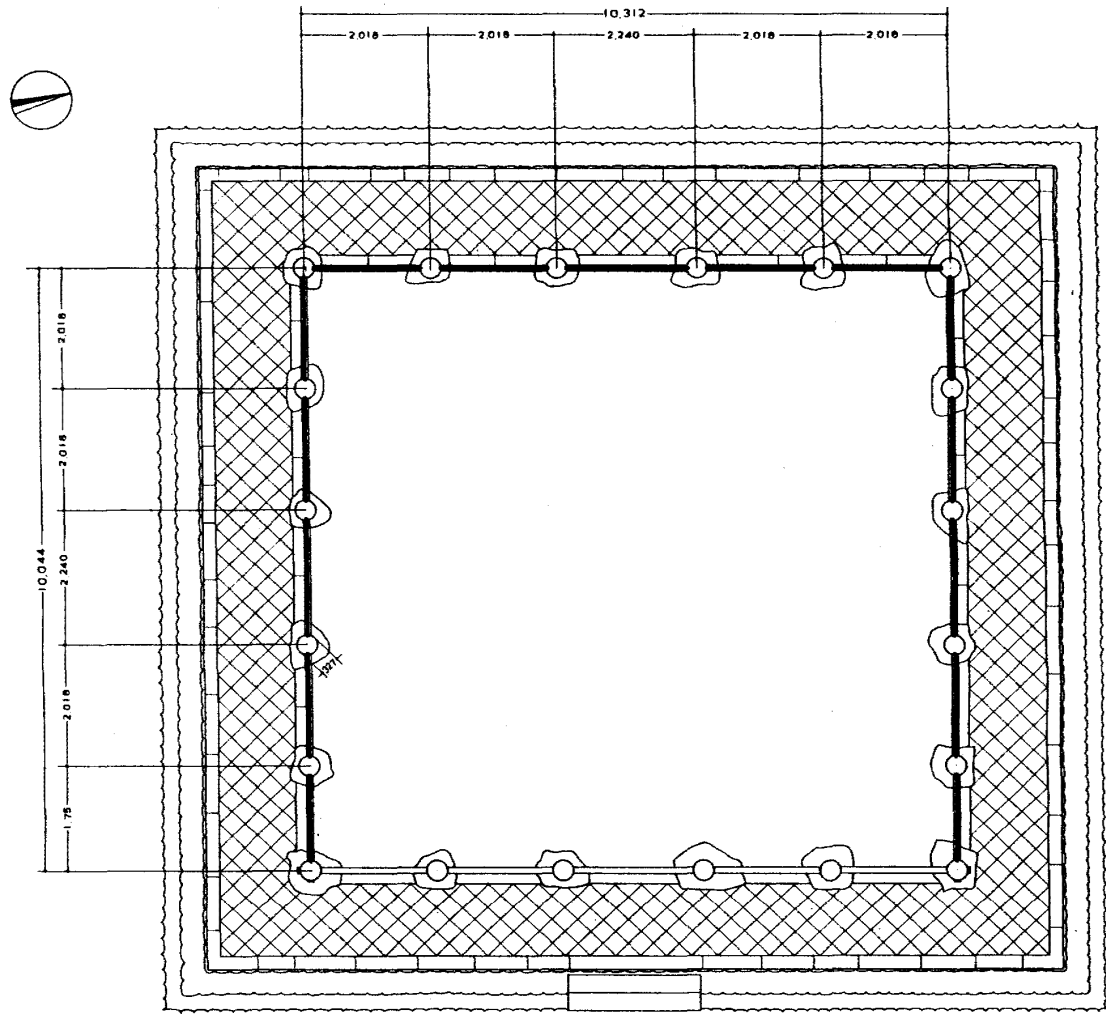
必要な丸瓦の枚数は、2100枚

軒丸瓦：丸瓦は、およそ1 : 11

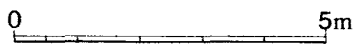
軒瓦：平・丸瓦 = $(192+192) : (4200+2100)$ で、およそ1 : 16.4

この数値は、柳之御所遺跡出土瓦から鎌田が試算した数値、軒瓦：平・丸瓦 = 1 : 16.6に非常に近似する。

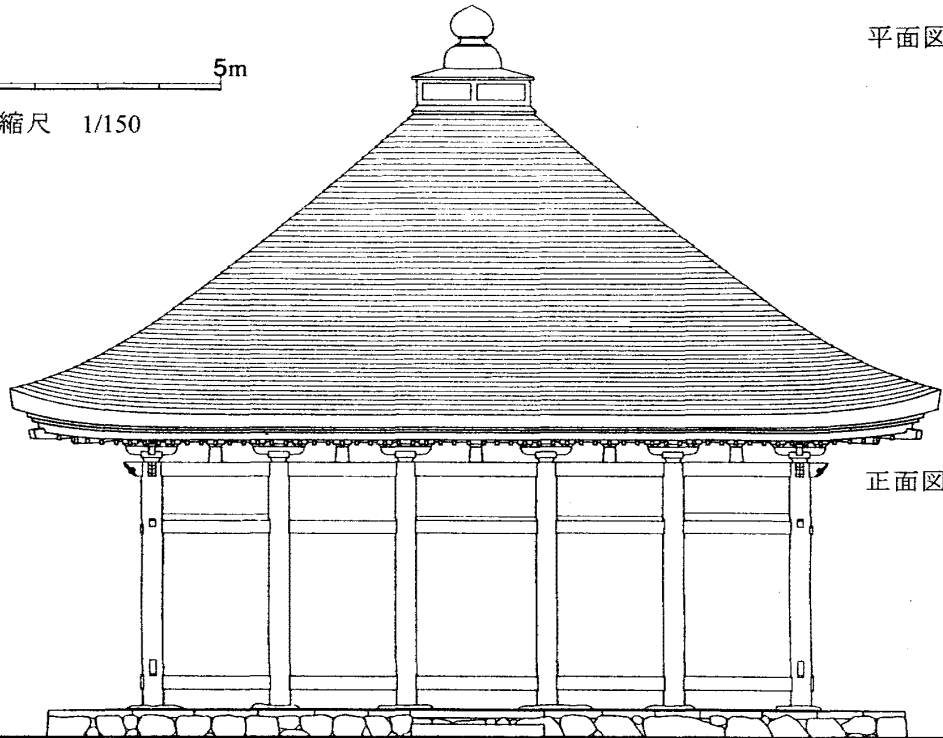
金色堂の旧覆堂を総瓦葺にする 軒瓦に対する平・丸瓦の割合は、屋根面積が大きくなれば増大する。軒先から屋根頂部までが長くなるので当然である。以下、金色堂よりも一回り大きいことが誰の目にも明らかな、金色堂旧覆堂を



平面図



縮尺 1/150



正面図

第12図 中尊寺金色堂 旧覆堂 [国宝中尊寺金色堂保存修理委員会1968] 縮尺1/150

総瓦葺にした場合に必要な瓦の枚数で、その事実を具体的に確認する。

現在の金色堂は、昭和40年に完成した鉄筋コンクリートの新覆堂が保護しているが、かつては金色堂西北の台地に移建された旧覆堂(第12図)が、約500年間にわたって金色堂を護ってきた。従来は、正応元(1288)年の棟札が旧覆堂の創建を示すとされてきた。しかし、解体修理の結果、旧覆堂は室町時代中頃の建物で、それ以前は、金色堂の軒先よりも一回り大きい簡単な掘立柱の覆屋根があったことが判明した。金色堂の木瓦葺屋根の風食状態から推定すると、露出期間はせいぜい半世紀であるという[国宝中尊寺金色堂保存修理委員会1968]。

昭和38年の移建当時の旧覆堂は銅板葺であった。それ以前は、明治23年～昭和25年の棧瓦葺期間をはさみ、伊達藩政時代は定期的に茅葺屋根を葺き替えていたと推測される。金色堂の中心部にふれることは避けて、覆堂の補修によって金色堂の旧態を保全しようとしたのである。したがって、旧覆堂が本瓦葺屋根となった事実は歴史上ないけれど、以下、机上の計算を試みる。

旧覆堂の平面形は10.0×10.3mで、正確な正方形ではない。しかし、便宜上、屋根の一辺長12.5mの方形堂と仮定して、金色堂と同じ方法で瓦を葺いた場合、

必要な軒平瓦の枚数は、約250枚

必要な軒丸瓦の枚数は、約250枚

必要な平瓦の(熨斗瓦を含む)枚数は、約7000枚

必要な丸瓦の(雁振瓦を含む)枚数は、約3500枚

軒平瓦：平瓦は、およそ1：28

軒丸瓦：丸瓦は、およそ1：14

軒瓦：平・丸瓦は、およそ1：21となり、柳之御所遺跡における軒瓦と平・丸瓦の量比と比べて、平・丸瓦の割合がかなり高くなる。つまり、平屋の(屋根が重層しない)総瓦葺屋根においては、原則として、床面積が広ければ広いほど、軒瓦に対する平瓦・丸瓦の割合は大きくなり、柳之御所遺跡の出土瓦の割合は、まさに金色堂程度の総瓦葺建物に相当することが確認できたわけである。

これに対して、屋根本体が檜皮葺で大棟に軒瓦を込めた薨棟を採用した場合、軒瓦に対する平・丸瓦の割合は、総瓦葺屋根とまったく異なる数値になる。

柳之御所遺跡の建物を檜皮葺・葺棟にする 柳之御所遺跡の堀内部地区では22棟の掘立柱建物が検出され、報告書の「遺構に関する考察」においては、鎌田の指摘[鎌田1994]を受けて、池の北側の四面廂建物4棟のうちのいずれかが檜皮葺・葺棟であったと推測している[岩手県埋文センター1995]。

検出された4棟の四面廂掘立柱建物のうち最大の28SB4は、9間(24.86m)×4間(11.04m)の南北棟である。報告書では身舎3間×2間の南北に3間分、東西に1間分の廂が付いた建物と解説しているが、身舎7間×2間の四面廂建物と理解すれば、大棟の長さは19.2mとなる。『延喜木工寮式』によれば、五丈屋の堤瓦(熨斗瓦)は八重、九丈屋の堤瓦は十二重に積み重ねる[木村1941]ので、桁行24.86mを九丈屋と解すれば、熨斗瓦を12重に積むことになる。これらの数値を前提に、柳之御所遺跡出土瓦を使って28SB4を葺棟にすると、

必要な軒平瓦の枚数は、 $19.2 \div 0.2 \times 2 = 192$ 枚で、奇しくも金色堂と同じ。

必要な軒丸瓦の枚数も、192枚(ただし、棟端=獅子口所用の軒丸瓦は省く)

必要な平瓦は熨斗瓦を12重に積めば、 $19.2 \div 0.3 \times 12 = 768$ 枚

棟頂に丸瓦を雁振瓦として使用した場合、丸瓦の筒部長を0.28m(完形品の平均値)とすれば、必要な丸瓦の枚数は、 $19.2 \div 0.28$ で、約69枚となり

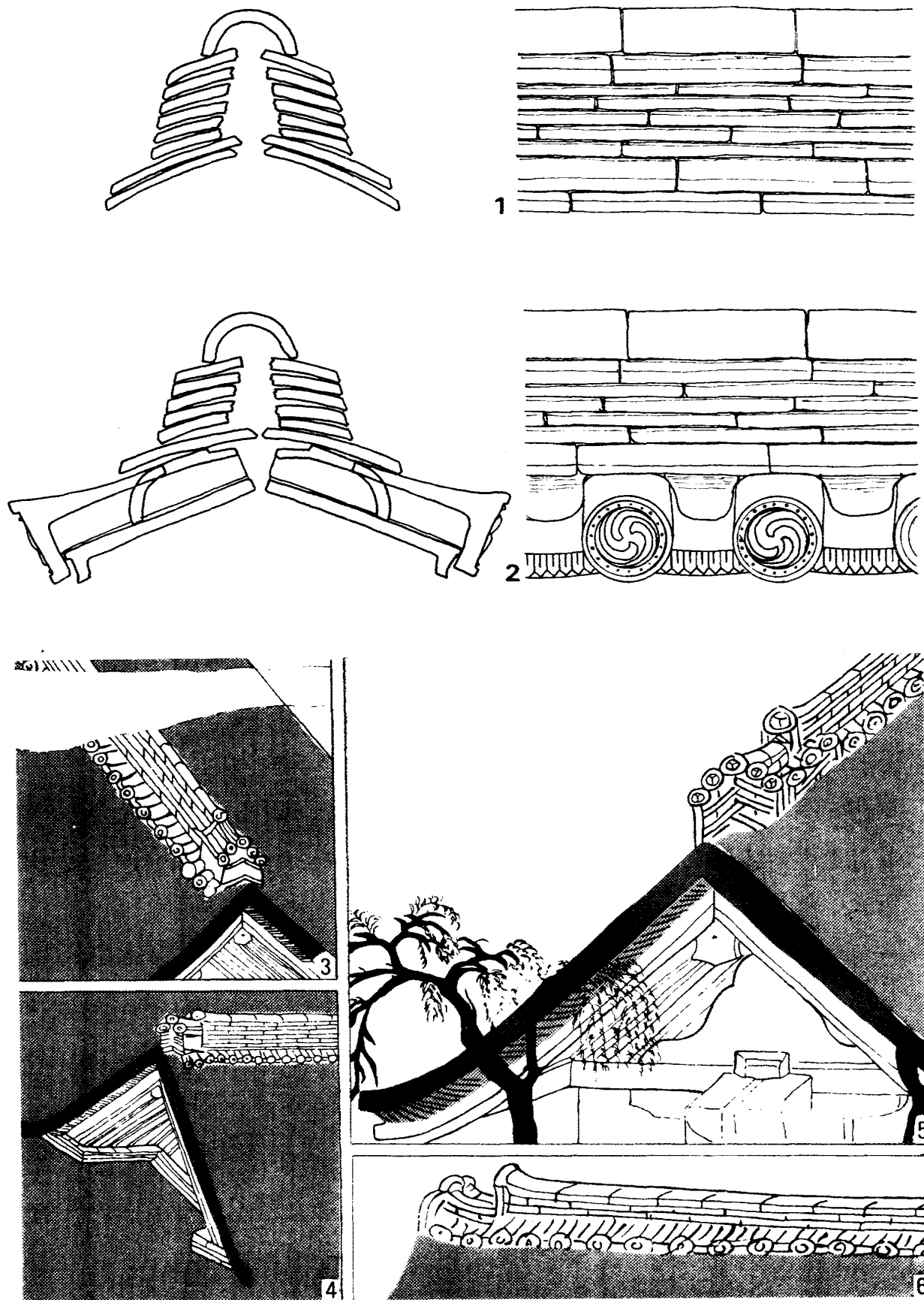
軒平瓦：平瓦 = $192 : 768 = 1 : 4$

軒丸瓦：丸瓦 = $192 : 69$ で、およそ $1 : 0.36$

軒瓦：平・丸瓦 = $384 : 837$ で、およそ $1 : 2.2$

この数値は、筆者が算出した平安京右京一条三坊九町における軒瓦と平瓦・丸瓦の割合に完全に合致するが、柳之御所遺跡における軒瓦：平・丸瓦 = $1 : 16.6$ とまったくかけ離れている^{註16}。なお、檜皮葺・葺棟屋根では、建物の格を棟の高さで表現する意味もあって、規模の大きい建物では積み重ねる熨斗瓦の枚数を増やす。しかし、実用的には、金色堂やその覆堂で試算したように、熨斗瓦は3重に積めば十分である。12重ではなく3重に積んだ場合、軒瓦に対する平・丸瓦の割合がさらに減少することは言うまでもない。

なお、近年、池の北側に残る堀28SA1を木装基壇の痕跡ととらえ、柳之御所遺跡で検出された最大規模の掘立柱南北棟28SB4の西側に、巨大な礎石立の東



第13図 棟を覆う瓦 [上原1988一図6・7より抽出し再構成]

1 葺斗棟模式図 2 薨棟模式図 3・4 『年中行事絵巻』に描かれた檜皮葺・薨棟
5・6 『伴大納言絵詞』に描かれた檜皮葺・薨棟

西棟を復原する案が提示された[羽柴2000]。柳之御所遺跡の中枢部が、池を中心とした寢殿造風建物であるとする推定[金丸1993]があったにもかかわらず、寢殿(正殿)的建物を確認できなかった。羽柴案はまさに池の北側に、探し求めた南面する東西棟=寢殿の存在を明らかにした卓見である(第15図)。ただし、羽柴復原案による寢殿大棟の長さは28SB4に等しく、これを檜皮葺・葦棟とした場合でも、軒瓦に対する平・丸瓦の割合は、上記の数値と同じである。つまり、礎石建物の寢殿を想定した場合でも、柳之御所遺跡で出土した軒瓦と平・丸瓦の量比では、屋根を檜皮葺・葦棟に復原できないのである^{註17}。

以上の軒瓦と平・丸瓦の量比から導いた推論、すなわち、柳之御所遺跡出土瓦は檜皮葺・葦棟屋根ではなく、小規模な総瓦葺屋根を構成するという推論は、出土した平瓦の大半が熨斗瓦ではなく、普通の平瓦として使われたという事実によって確定する。

熨斗瓦と平瓦 屋根の棟を覆うように、2列に積み上げる瓦が、熨斗瓦である(第13図)。檜皮葺・茅葺などの植物質の葺材で屋根を葺く場合は、棟を覆う材も植物質でさしつかえない。しかし、平安宮内裏などの主要建物は、屋根本体は檜皮葺でも、熨斗瓦で棟を包んだ熨斗棟や、熨斗瓦の下に軒瓦を込めた葦棟を採用して、屋根景観の格を高めたのである。屋根本体は植物質の葺材で、棟だけに瓦を使用したと主張する場合には、出土した平瓦が基本的に熨斗瓦であることを示す必要がある。

熨斗瓦は基本的に平瓦を縦に分割して作る。稀に、平瓦と長さの違う熨斗瓦を作る場合[大覚寺1997]や、平瓦を半截した後、湾曲を平瓦よりも緩やかに戻した熨斗瓦(大官大寺例や奥山廃寺例)も存在するが、普通の平瓦を半截して熨斗瓦とするのが一般的である。分割方法を根拠に熨斗瓦を分類すると、焼成前の平瓦を縦に分割した「切り熨斗瓦」、焼成前に平瓦の凹面中軸に刻線を入れ、焼成後、刻線に沿って打ち割った「刻み熨斗瓦」、普通の平瓦を打ち割った「割り熨斗瓦」の三種に大別できる。

「切り熨斗瓦」や「刻み熨斗瓦」は普通の平瓦と容易に区別できるが、「割り熨斗瓦」を出土瓦から抽出するのは容易ではない。瓦屋根においては熨斗瓦

が不可欠であるにもかかわらず、軒瓦・平瓦・丸瓦以外に熨斗瓦がとくに項目を立てて報告される例が少ないのは、抽出困難な「割り熨斗瓦」が、古代中世を通じて日本の熨斗瓦の主流であったことの証である。

総瓦葺と檜皮葺・葦棟の識別　しかし、屋根本体が檜皮葺で、葦棟や熨斗棟で大棟を覆う屋根構造の場合、出土平瓦の大半は熨斗瓦である。葦棟や熨斗棟において、普通の平瓦を使用する場所として、次の二ヶ所が想定できる。

①現代の本瓦葺屋根においては、熨斗積みの最下段に敷く「台熨斗」とその上に積む「肌熨斗」は、他の熨斗瓦よりも幅が広い[井上1974]。これに普通の平瓦を使用することはあり得るだろう(第13図1・2)。

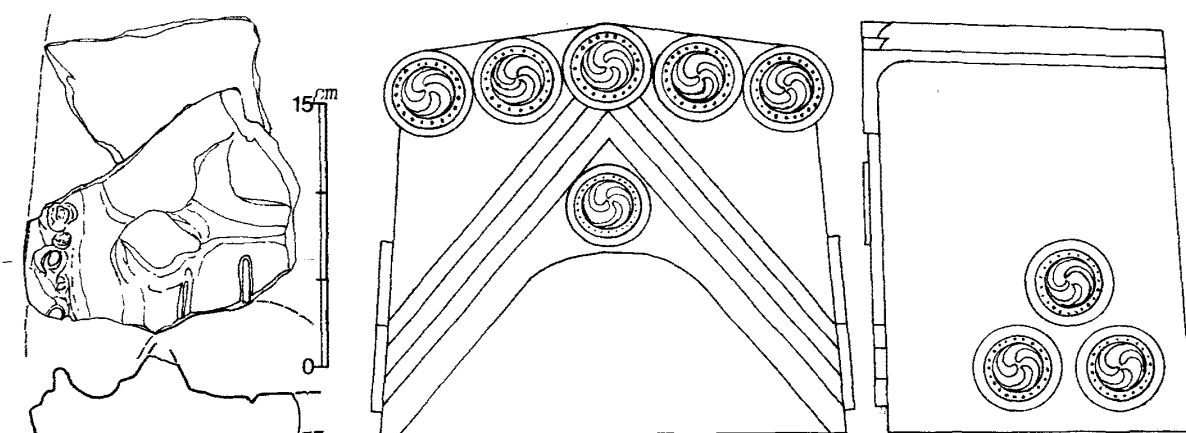
②現代の本瓦葺において棟頂を覆う雁振瓦は、古代はおもに丸瓦が代用し、丸瓦と最上段両側の熨斗瓦の合体したものが雁振瓦の祖型と考えられる。しかし、平瓦で棟頂をふさぐことも可能である。その場合は、雨仕舞のために平瓦の目地をずらして2～3段に積み重ねる必要がある。

しかし、柳之御所遺跡では完形の丸瓦が出土しているので、②はあり得ない。いずれにしても、檜皮葺・葦棟屋根においては、出土「平瓦」の大半が熨斗瓦であるという事実にかわりはなく、たとえ「割り熨斗瓦」であっても、出土瓦総体として檜皮葺・葦棟、あるいは檜皮葺・熨斗棟という屋根構造を認定することは可能なのである。

平安京右京一条三坊九町では、接合作業を経た出土平瓦に全長の判明するものが複数あるのに、幅を1/2以上残すものはない[京都府教委1980・1981]。このような事態が偶然に起こるはずはなく、出土した平瓦は「割り熨斗瓦」に違いないと筆者は判断した[上原1988・1991]。最近、恭仁宮隣接地の発掘調査で出土した瓦を接合した結果、全長は完存しても、幅は約1/2までしか接合できない平瓦片が大半を占め、一括出土平瓦のほとんどが半分打ち割った「割り熨斗瓦」と判明した事例が報告されている[加茂町教委1999]。恭仁京にも檜皮葺・葦棟屋根の施設が存在したのである。つまり、平安京右京一条三坊九町は単なる例外ではなく、接合作業を経た良好な一括資料においては、平瓦の破片の形態を根拠に、総瓦葺屋根か檜皮葺・葦棟屋根か識別できるのである。

柳之御所遺跡の平瓦 以上の諸点を踏まえた場合、柳之御所遺跡の出土瓦において、熨斗瓦に使用したと認定できる平瓦がきわめて少ない事実は、その中枢建物を檜皮葺・薨棟に復原する説にとって致命傷である。岩手県埋文センターの報告書を通覧すると、出土平瓦は小片化しているにもかかわらず、幅1/2以上を残す破片が少なくない。具体的には、平瓦28点を掲載した報告書の挿図〔岩手県埋文センター1995-分冊3第24・25図〕をもとに、両側面(全幅)を残す遺物番号2136・2482・2792・2797・2800の「確実な平瓦」を基準に「割り熨斗瓦」を推定しても、2798・2801・2999・4202が候補に挙がる程度で、それ以外は通常の平瓦片と理解せざるを得ない。つまり、柳之御所遺跡で出土した「平瓦」の大半は、本当の「平瓦」であって「割り熨斗瓦」ではない。

この事実は、岩手県埋文センターが調査・報告した瓦よりもはるかに残りが良い、柳之御所跡第13次調査〔平泉町教委1984〕で検出された井戸(G-4C土坑2)の一括出土瓦でも確認できる^{註14}。側面や端面を残さない小破片を省いた平瓦107点、丸瓦66点を観察した結果、「切り熨斗瓦」「刻み熨斗瓦」は皆無で、両側面(全幅)を残す「確実な平瓦」片が8点も含まれているのに、全長を残す半截の「割り熨斗瓦(と思われる「平瓦」)」は1点しか確認できなかった。もちろん平瓦か「割り熨斗瓦」か区別できない破片は多いが、平安京右京三条一坊九町や恭仁京において出土平瓦の大半が「割り熨斗瓦」と認定できる事実と対比すれば、この一括資料は檜皮葺・薨棟所用瓦とは解釈できない。



第14図 棟端瓦二態

左；柳之御所遺跡出土鬼瓦片(縮尺1/5)[岩手県埋文センター1995-遺物番号1334]
 右；八坂神社西楼門所用獅子口(御所鬼)縮尺不同[近藤1972-図78の2]

なお、柳之御所遺跡では鬼瓦も出土している(第14図左)。『伴大納言絵詞』や『年中行事絵巻』の檜皮葺・葺棟屋根の棟端には、獅子口(御所鬼)を描く(第13図3～6)。12世紀にさかのぼる獅子口(第14図右)の実物は存在しないので、積み上げた熨斗瓦の端部に小型の軒丸瓦(経卷)などを組んで漆喰で固めた姿を描いたと判断できる。獅子口の祖型である。鎌田勉は平安時代後期の檜皮葺・葺棟屋根の棟端は獅子口で、「鬼瓦は総瓦葺きの屋根だけに」用い、「しかも例外が存在しない」事実を正しく認識しながら、14世紀の『称名寺絵図』や『平治物語絵巻』において檜皮葺屋根の棟端に鬼瓦を描いている事実を援用して、柳之御所遺跡出土の鬼瓦を、檜皮葺・葺棟に用いた「先駆的な使用形態」と評価する[鎌田1994]。筆者は、鬼瓦が出土した事実は、当然、柳之御所遺跡出土瓦が総瓦葺屋根に用いられたことを示すと考える^{註18}。

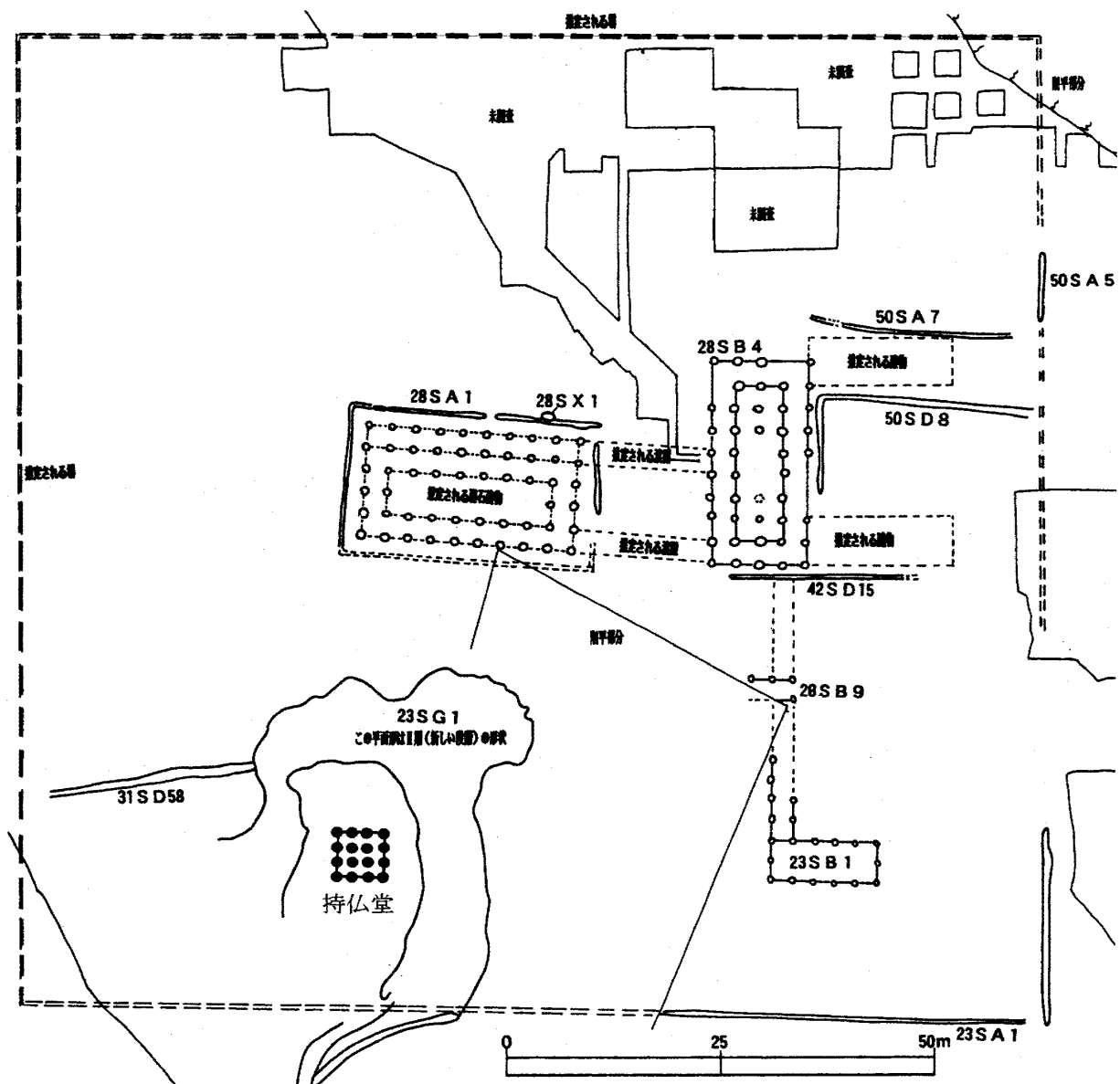
5 まとめにかえて—持仏堂消滅の彼方へ—

柳之御所遺跡の持仏堂 以上、柳之御所遺跡では、池23SG1の南側から西にかけて瓦が濃密に分布する。その瓦は、軒瓦と平・丸瓦の出土量比から、檜皮葺・葺棟屋根所用瓦ではなく、総瓦葺屋根に使用したと推測できる。出土した平瓦の形態は、この推測を確定する。池の北には東西棟礎石建物＝正殿(寢殿)、および正殿と廊で結んだ南北棟掘立柱建物＝東対屋が建ち[羽柴2000]、柳之御所遺跡における住宅の中樞をなす。池に接した東側は削平されて遺構の存在は不明確だが、堀など区画施設のあり方から北の建物群は池の東まで延びて一体となっていたであろう。池の西は東ほど顕著な削平を受けていないのに、掘立柱建物はほとんど分布しない。つまり、瓦は掘立柱建物が稀薄な部分に濃密に分布する。筆者はここに藤原秀衡が建てた総瓦葺の持仏堂を想定する。当然、その本尊は阿弥陀如来である。

持仏堂の規模は、出土した軒瓦と平・丸瓦の量比が1：16.6ならば、中尊寺金色堂程度と推定できる。ただし、前節で検討したように平・丸瓦の出土量比は、鎌田の試算より大きくなる可能性が高いので、金色堂よりもやや大きい持仏堂でもよい。金色堂のような一間四面堂とすれば、四方の降棟の先に鬼瓦を

葺いたはずである。池を中心に、北に正殿、東に付属施設を置き、西に阿弥陀如来を祀る小仏堂を配するのは、まさに「池亭記」の邸宅の姿そのものである。

柳之御所遺跡中枢部についての羽柴復原案[羽柴2000]に重ねて、池23SG1の西にある中島状の空閑地中央に、金色堂規模の一問四面堂を置く(第15図)。羽柴が想定した寝殿23SA1の南西隅の真南、中枢建物群の南端の建物23SB1(羽柴は「隨身所」に当てる)の真西に該当し、敷地全体のなかでの納まりもよい。池の東の削平部に、持仏堂の拝所的建物があってもよいかもしれない。偶然にも、瓦分布図において(第10図)は、この持仏堂推定地自体は瓦の分布が空白である。



第15図 柳之御所遺跡中枢建物と持仏堂 [羽柴2000-第4図に加筆]

建物が解体・廃絶した場合、瓦はその周囲に稠密でも、建物位置自体は分布が空白になるのは当然である。

持仏堂の類例と規模 発掘調査で確認された例は少ないが、10世紀以降の平安京では、敷地の一隅に持仏堂を持つ貴族邸宅は一般的である[清水1976]。ただし、藤原師実(1042-1101)が土御門京極堂を供養したときに、洛中を憚って「不葺瓦、不立鐘楼」とした(『百鍊抄』嘉保2年6月18日条)ように、少なくとも11世紀までは、たとえ高級貴族といえども京内に総瓦葺仏堂を建てることはなかった。その規制は12世紀にはかなり緩んでいた[上原1978]し、京外ではそのような規制はもともとなかったから、12世紀後半の平泉において、秀衡が邸内あるいは居館内に総瓦葺仏堂を設けることに対しては、何ら社会的な規制も心理的な抵抗もなかったはずである。

平安京内の貴族邸宅においても、持仏堂には一間四面堂が多い[清水1976]。おそらく、慶滋保胤邸のように阿弥陀如来か小さな阿弥陀三尊を本尊とするのが一般的だったのだろう。しかし、藤原道長の土御門殿内にあった持仏堂(土御門堂)は、「安置釈迦・普賢・文殊・弥陀・観音・勢至像」(『権記』長保4年3月1日条)すなわち釈迦三尊と阿弥陀三尊とを安置した大規模なものだった。杉山信三は、土御門堂を「母屋三間以上」で「東・南・西の三方に廂があり」「廂の外には簀子縁」がある「東西棟の南面の建物」と推定している[杉山1981]。また、藤原実資の小野宮邸内の持仏堂は「三間四面の御堂」(『大鏡』上)であった。つまり、道長・実資など高級貴族の持仏堂の規模と比較すれば、金色堂程度の秀衡の持仏堂は小規模で、平安京中級貴族の持仏堂に匹敵する規模であった。

柳之御所遺跡は、北に北上川をひかえ、東・南・西を巨大な堀で囲んだ「軍事要塞」的外観を持つと言われる。しかし、その中枢施設は平安京における中級貴族邸宅をそっくり模倣したものだった。出土瓦が檜皮葺住宅の葺棟ではなく、居館に付属する持仏堂所用瓦とすれば、あえて瓦の年代を秀衡が鎮守府將軍、従五位下となった時点まで下降させる必要がないことは明白である。

持仏堂の廃絶時期 ただし、柳之御所遺跡では、池23SG1西岸で礎石建物痕跡は検出されていない。後世の削平がさほど及んでいなくても、礎石建物の痕

跡が残らないことは多いので、それは筆者の見解を否定する理由にならない。

しかし、柳之御所遺跡に建てられた秀衡の持仏堂が、意図的に棄却され、礎石が搬出された可能性も十分考えられる。八重樫忠郎の教示によると、柳之御所跡第13次調査で大量の瓦が出土した井戸(G-4C土坑2)は、堀外部地区を含めた柳之御所遺跡における一般の井戸とは埋まり方が違う。すなわち、柳之御所遺跡の多くの井戸や土坑内の埋土は、通常は自然の崩壊と堆積を示し、頼朝軍征圧後の柳之御所遺跡が次第に廃墟と化したことを示す。ところが、G-4C土坑2においては、約1.5mにおよぶ間層をはさんで上下に瓦層が堆積する[平泉町教委1984]。意図的に瓦を廃棄したもので、漸次堆積した埋土ではない。瓦を廃棄したのは頼朝軍征圧以前で、頼朝自身は柳之御所遺跡内で瓦を葺いた建物を見ることはなかったろうと八重樫は推定する。

この推定は岩手県埋文センターの柳之御所遺跡の発掘調査成果からも傍証できる。センターの発掘区においては、G-4C土坑2ほど大量の瓦が出土した遺構は存在しないが、比較的大きな瓦片が井戸28SE3や28SE17から出土し、これ以外にも21SE2・21SE4・28SE6・28SE15・28SE16・31SE3・31SE6・31SE9の井戸埋土下部から瓦片が出土している[岩手県埋文センター1995-分冊3の表2]。これらの井戸のうち、埋土最上部が自然堆積層で「堀内部地区では最も新しい時期の遺構」と報告者が推定するのは、28SE3・28SE6・31SE6のみ。これに対して、28SE15～17や31SE9は埋土最上部が地山粘土ブロックなどで埋められていたという[同書20頁]。つまり、瓦片が出土した井戸の大半は、柳之御所遺跡が廃絶した文治5年以前に埋め戻されていたのである^{註19}。

柳之御所遺跡の池23SG1の西側に存在した阿弥陀如来を祀る持仏堂は、奥州藤原氏が滅亡する以前、おそらく秀衡在世中に棄却された。秀衡の生涯を通覧すると、問題の持仏堂が不要となる契機が確実に一回だけ存在する。それは、柳之御所遺跡の南西に接する無量光院の造営である。

無量光院の造営 「文治注文」によれば、新御堂とも号した無量光院は、丈六の阿弥陀如来を本尊とし、堂内四壁の扉に観経の大意に加えて、秀衡自らの狩猟姿を描き、三重の宝塔や院内の荘厳はことごとく宇治の平等院を模倣した

という。無量光院の創建年代は不詳であるが、本堂周辺から出土したかわらけや、無量光院鐘を鋳込んだ梵鐘鋳造遺構に納置したかわらけを根拠に、八重樫忠郎は「12世紀第3四半期後半から第4四半期前半」「1170年から1180年前後」という実年代を推定する[八重樫1999a]。自らの狩猟図を描いて殺生の罪を悔い、極楽往生を願った[菅野1991]とすれば、無量光院の造営は、保元2(1157)年に死亡した基衡のあとを継いだ三代秀衡(1122?-87年)の晩年、あるいは後半生の事業と考えて間違いないだろう[板橋1954]^{註20}。

無量光院の立地は、本尊を礼拝したときに、盂蘭盆会と清衡の命日(陰暦7月15・16日)に金鷄山頂に沈む夕日をも直拝する日想観にもとづいており、無量光院の東門に接して構えた「秀衡の常の居所=加羅御所」(「文治注文」)は、日常世界からの極楽浄土の拝所であったという[菅野1991]。魅力に富んだ説であるが、加羅御所の実体が不分明な現状では、柳之御所遺跡を平泉館と規定して、加羅御所と無量光院の関係のみを強調するのは、本稿では避けておきたい。

ここでは、柳之御所遺跡の持仏堂が発展的に解消し、無量光院という別郭の寺院を形成するに至ったことが、藤原道長の法成寺、後白河法皇の蓮華王院など、権勢を極めた高級貴族や天皇が、出家などの政治的転機に、御所や邸宅に隣接して寺院を造営した姿と重なる点に注目したい。持仏堂は平安京の中級貴族なみでも、その廃絶を契機に、秀衡は政治的に変身を遂げた可能性があるわけだ。板橋源の検討によれば、秀衡が入道したのは養和元(1181)年8月以降、文治2(1186)年4月までの約4年半の間[板橋1954]であったという。発掘成果によれば、無量光院の完成はこれ以前にさかのぼり[八重樫1999a]、むしろ、秀衡が鎮守府将軍になった嘉応2(1170)年5月以降、陸奥守になった養和元(1181)年8月以前と見事に重なる。

いずれにしても、阿弥陀仏を祀ったと推定される柳之御所遺跡内の持仏堂が、無量光院の造営を契機に発展的な解消を遂げたとすれば、池の西側に顕著な遺構が残っていないことや、不要となった瓦が一気に井戸に埋め込まれた事情が容易に説明できる。礎石は無量光院に運んで再利用した可能性が考えられる。しかし、無量光院に瓦葺建物は存在しない。金色堂規模の小仏堂を葺く程度の

量の瓦では、再利用できなかつたと考えるのが妥当であろう^{註21}。

新御堂と「旧」御堂 このように考えると、無量光院が「新御堂」と呼ばれた理由にも一つの解釈の道が開ける。新御堂の呼称の由来には諸説がある。黒板昌夫は、無量光院跡が「現在毛越寺境内」で、毛越寺の「管理下の一院であった」と考えられることから「毛越寺の円隆寺(金堂)とその新御堂の意」と述べており[黒板1954]、毛越寺金堂を旧「御堂」と解したようである。

これに対して、菅野成寛は秀衡による金字一切経の写経事業が、清衡の金銀交書一切経の写経事業に啓発されたと推測できる事実から、「三丈金色弥陀像」を本尊とする清衡の中尊寺大長寿院(二階大堂)が旧「御堂」で、「無量寿如来・無量光如来の両者相俟って一大阿弥陀世界が成就された」と解した[菅野1991]。しかし、「新御堂」の典拠である「文治注文」には、毛越寺金堂や二階大堂の記載があるにもかかわらず、これらを「御堂」「旧御堂」とは号していない。旧「御堂」は「文治注文」には記載されていない施設を考えるほうがよいだろう。

また、岡田清一は、無量光院以前の秀衡の持仏堂こそが旧「御堂」であると考え、花立廃寺が「規模といい、東面施設といい、まさに「旧」御堂にふさわしい」と述べている[岡田1993]。先述した花立Ⅱ遺跡出土瓦は清衡時代の瓦で、それが花立廃寺所用瓦である可能性はきわめて高い。したがって、花立廃寺は秀衡が造営した旧持仏堂ではない。しかし、岡田が考えるように、秀衡の旧持仏堂と無量光院とが、旧「御堂」と新御堂の関係にあるならば、柳之御所遺跡の池23SG1の西側に存在した小仏堂こそが旧「御堂」であったことになる。邸宅内の持仏堂を「御堂」と記した例に、藤原道長の土御門邸内の「御堂」(『栄華物語』卷八)、藤原実資の小野宮邸内の「御堂」(『大鏡』上)、藤原師実の「京極殿御堂」(『中右記』嘉保2年6月条)などがある。要するに、柳之御所遺跡出土瓦は、史料下に姿を隠した秀衡の旧「御堂」所用瓦だったと理解できるのである。

「池亭記」的景観解体の意義 なお、羽柴直人が復原した柳之御所遺跡の東西棟の礎石建物＝寝殿も、柳之御所遺跡存続期間中の12世紀後半に廃絶し、はるかに小規模な掘立柱建物が遺構を壊して建てられている。以後、同じ場所で同じ規模の寝殿は建てられていない。また、池23SG1も部分的に埋め立てられ

て、池というよりも溝の集合体のようになったという[羽柴2000]。つまり、柳之御所遺跡は、12世紀後半のなかで大きくその性格を変えたようである。すなわち、池を中心に北に寝殿・対屋、東に付属施設、池の西に持仏堂を配した中級平安貴族の邸宅そのままの柳之御所遺跡は、ある時期に解体したのである。

持仏堂の廃絶が無量光院の造営と結びつくならば、柳之御所遺跡の性格の変化もその前後に起こった可能性が高い。この可能性を認めた場合、当時の政治情勢を配慮すると、柳之御所遺跡の性格が変化した歴史的契機を、単に秀衡の出家のみに帰することができないのは当然のように思える。それは、奥州平泉政権の性格にかかわる重大な問題をはらんでいる可能性が高い。

柳之御所遺跡の堀に関しては、「北奥羽の武士の館に共通する特徴」[大石1991、人間田1991]とするか、「周濠をめぐらした政庁型の施設」のルーツは胆沢城にある[斉藤1992]とするかの違いはあっても、古代東北が培った城柵・館の系譜を引くという理解[本堂1994]は共通するようである。また、それが柳之御所遺跡が「文治注文」に記された平泉館で、常の御所や家とは別の「政庁」機能を付与する一つの根拠にもなっている。しかし、「文治注文」は、文治五年という奥州藤原氏滅亡時の平泉の姿を伝えているにすぎないのである。

池を中心として、北に寝殿・対屋、東に付属施設、西に持仏堂を配した「池亭記」的景観、すなわち平安京における中級貴族邸宅そのもののものが、秀衡時代初期(1170年前後まで)の柳之御所遺跡の姿であった。柳之御所遺跡を「平泉館」とする論では、寝殿造風建物をもつ「政庁型」居館という表現にもしばしば遭遇するが、寝殿造は住宅建築であって「政庁」ではない。ある時期、すなわち秀衡の後半生、とくに鎮守府将軍補任から陸奥守補任に至る間に、「池亭記」的景観が消失したとすれば、むしろ「政庁型」居館の語は、それ以後の柳之御所遺跡に対して妥当する可能性もある。とすれば、「池亭記」的景観の消失時期と堀の掘削時期との前後関係が問題となる。

岩手県埋文センターの調査区での所見は、堀は1170年頃に掘削され、1189年まで利用されていたという[岩手県埋文センター1995-分冊3の5頁]。堀内部に瓦が落ち込んでいる以上、秀衡の旧「御堂」廃絶時に堀が存在した可能性は

高く、両者はある時期には共存したと考えられる。しかし、本稿で論証したように、柳之御所遺跡出土瓦の年代が1160年代も早い段階までさかのぼるならば、秀衡の旧「御堂」造営時に堀は存在しなかったのである。とすると、「池亭記」的景観は、堀を掘削する以前の景観で、堀の掘削後あまり時を隔てず、無量光院の完成を待って、その景観が消滅するという順序が推定できる。

三代目を継いだ当初の秀衡は、「軍事要塞」的な堀の中に「池亭記」的景観を創造したのではなかった。その時点の柳之御所遺跡は、少なくとも政庁的機能をもった「平泉館」ではなかった可能性がある。おそらく「池亭記」的景観の廃絶前後に、柳之御所遺跡は「軍事要塞」化した。それが1170年頃ならば、「軍事要塞」的な堀は、何を目的に掘削されたのか。岡田清一は、柳之御所遺跡の堀を、奥州合戦に備えた防御施設と理解した[岡田1993]が¹、1170年頃に掘削されたのならその理解は当たらない。むしろ、鎮守府將軍補任がその「軍事要塞」化の契機となったと考えた方がよいのだろう^{註2 2}。

残された問題 鎮守府將軍や陸奥守補任が、柳之御所遺跡から「池亭記」的景観を消滅させた一つの契機であるならば、その景観自体は秀衡が初めて平安京から移入したと考える必要はないように思える。清衡や基衡の居宅では、どのような景観が存在したのか。また、柳之御所遺跡でそれが消滅した後も、その他の御所や家では、どのような景観が残され、創造されたのか。今後、発掘調査の進展で、柳之御所遺跡をはじめとする平泉遺跡群の時期変遷がさらに鮮明となり、歴史的意味が解明できる日を期待したい。

本稿で使用した花立Ⅱ遺跡と柳之御所遺跡の出土瓦の実査に際しては、平泉町文化財センターの本澤慎輔・八重樫忠郎の両氏、祇園遺跡出土瓦の実査に際しては、神戸市埋蔵文化財センターの宮本郁雄氏の御世話になった。深謝。

註

- 1) 岩手県の植生からすれば、檜皮茸よりも杉皮茸がふさわしいと思うが、以下の記述は、平泉における存在が史料[天治3年3月24日「藤原清衡立願文案」『平安遺文』2059号文書]から確認できる「檜皮茸」で代表する。

- 2) 鎌田論文中[鎌田1994-63頁]で列記された分類解説には錯誤がある。図と対照すると「A4 三巴文軒丸瓦(第1図6・7)……外区に陰刻の剣頭文がまわる
A5 三巴文軒丸瓦(第1図8)……外区に陰刻の宝相華文(半截花文)がまわる」となるはずである。
- 3) 以下、これを中央官衙系瓦屋と呼び[上原1978]、その影響下にある製品を中央官衙系(軒)瓦と記載する。平泉出土の中央官衙系軒瓦を「六勝寺系瓦」と呼ぶ研究者もいるが、京都白河の六勝寺(法勝寺・尊勝寺・最勝寺・円勝寺・成勝寺・延勝寺)創建時に使用した瓦には、丹波・播磨系など地方産の瓦が多数混在し、中央官衙系瓦は必ずしも主体的ではない。しかも、六勝寺が創建されたのは、おもに11世紀後葉～12世紀前半で、12世紀後半の中央官衙系軒瓦の影響を直接受けた中尊寺大池周辺や柳之御所遺跡で出土する軒瓦を「六勝寺系」と呼ぶのは、歴史的にも正確ではない。
- 4) 佐川正敏は柳之御所遺跡出土の(ロ)を「顎貼り付け技法」とする[佐川2000]。筆者が観察した(ロ)は、瓦当面の布目圧痕、頸部の曲げジワなどから折曲技法によることは確実だが、「顎貼り付け技法」の製品が存在するのかもしれない。
- 5) 写真[原田1974-311]をみると、瓦当が剥離した部分に平瓦端面が覗いている。断面形[岩越1958]を勘案すると、播磨系の瓦当部成型法(包込み式)もしくは中央官衙系第三～IV期[上原1978]の技術的特徴と思われる。
- 6) 最近では、杉本宏が紋様の雰囲気を根拠に、同趣旨の発言をしている[杉本2000]。
- 7) 以下、花立Ⅱ遺跡第13次調査の成果は、小林康幸氏の御通知で知り、2000年7月27日、平泉町教委の本澤慎輔・八重樫忠郎の御厚意により、平泉町文化財センターで出土瓦を実見し、両氏の御教示を受けた。
- 8) 平泉町文化財センターで実見した。
- 9) 紋様として(ハ)や最勝光院例に先行する軒丸瓦(平等院出土)が、最近紹介された[杉本2000]。生産地や年代は特定されていない。
- 10) 以下のデータは、その後、同范関係などを確認した上での数値で、概報[鳥羽離宮跡調査研究所1975]やかつて公表した概数[上原1978]とは多少異なる。
- 11) 発掘面積は報告書[岩手県埋文センター1995]分冊1の4～8頁に記載された第21・23・28・31・36・41次調査区面積の総和。出土瓦の重量と枚数は、同書の分冊3の86頁に記された「全重量」と各調査区から出土した破片数の総和である。
- 12) 岩手県埋文センターの年次ごとの出土瓦破片数を、鎌田論文は、21次調査区54点、23次調査区43点、28次調査区304点、31次調査区426点、36次調査区200点、41次調査区148点と記す[鎌田1994-67頁]。これに対して、報告書では、21次調査区遺構内54点、遺構外14点、23次調査区遺構内44点、遺構外30点、28次調査区遺構内304点、遺構外60点、31次調査区遺構内426点、遺構外30点、36次調査区遺構内20点、遺構外148点、41次調査区148点と記す[岩手県埋文センター1995-分冊3の86頁]。両者の間に若干の齟齬があるが、報告書に記載された遺構内出土瓦片の総和は996点となる。この数値が鎌田論文における60:996の根拠とすれば、各調査区の出土瓦破片数に軒瓦はカウントされていないことになる。いずれにしても、鎌田の提示した数値には、遺構外から出土した平・丸瓦の破片数はカウントされていない可能性が高い。これを考慮すれば、軒瓦に対する平・丸瓦の実際の比率は、鎌田の推算値1:16.6よりも当然大きくなる。
- 13) 比較的残りがよくて、瓦の種類が確実に同定できるものだけを「瓦観察表」に掲載したのならば、これを数量的に処理しても多少は意味がある。軒丸瓦:丸瓦は1:2.3。

軒平瓦：平瓦は1：11。軒瓦：平・丸瓦は1：4.8となり、やはり後述の葺棟の場合よりも、平・丸瓦の割合は大きい。

- 14) 柳之御所遺跡で最もまとまって瓦が出土したのは、平泉町教委が実施した柳之御所跡第13次調査区の井戸(G-4C土坑2)である[平泉町教委1984]。報告書巻末の表には、G-4C土坑2出土瓦として、軒丸瓦13点、軒平瓦12点、丸瓦72点、平瓦72点を掲載している。この軒瓦総数25点に、岩手県埋文センター報告分の35点を加えると、柳之御所遺跡出土軒瓦は60点となる。表にしたがえば、G-4C土坑2における軒丸瓦：丸瓦は1：5.5、軒平瓦：平瓦は1：6、軒瓦：平・丸瓦は1：5.8であるが、報文によれば出土した「破片総数は700個を越え」という。表には特徴的な丸瓦・平瓦のみを掲載したのだろう。いずれにしても、後述の葺棟における軒瓦と平・丸瓦の量比よりも、平・丸瓦の割合は大きい。本澤慎輔・八重樫忠郎両氏の厚意で、第13次調査出土一括品の大部分を実見させていただいた。「破片総数700個」は接合以前の数字のようで、入念な接合作業の結果、総量は半減している。接合作業後時間を経て再度分離した個体もあり、一部は展示に用いられているので、厳密にカウントしなかったが、1：16.6という量比はおおむね妥当する。なお、平・丸瓦の観察から、これが総瓦葺屋根所用瓦と判断できることは後述する。
- 15) 鎌田が述べたような「平瓦三枚重ね」が、古代の本瓦葺屋根で採用された形跡はほとんど確認できず、基本的には「平瓦二枚重ね」程度、すなわち平瓦全長の約1/2強を下の平瓦に重ね、約1/2弱を露出させて葺足とする方式が主流であった。これは、多くの平瓦に残る風食痕跡から推定できる。たとえ、葺足が平瓦全長の1/2より短くても、先述したように1：16.6よりも平瓦や丸瓦の割合が増加するならば、葺足を短くした結果増加する平瓦量と相殺できる。なお、「平瓦三枚重ね」における平瓦の葺足は、(平瓦全長—1寸)÷3[井上1974]であるが、鎌田が考えるように平瓦全長の1/3としても、金色堂で必要とする平瓦枚数は5850枚前後で、軒瓦：平・丸瓦はおよそ1：23となり、後述の金色堂旧覆堂を「平瓦二枚重ね」で葺いた場合と大差ない。
- 16) 平安京右京一条三坊九町で軒丸瓦に対する丸瓦の割合がやや高いのは、軒丸瓦の筒部の破片が普通の丸瓦と区別できず、丸瓦としてカウントしているためである。なお、『延喜木工寮式』が規定する建物の長さは、堤瓦を葺く大棟の長さ、すなわち身舎の長さを示す可能性もある。その場合は、28SB4は七丈屋となるので、積み重ねる熨斗瓦は10枚。必要な平瓦は640枚なので、軒瓦：平・丸瓦は、およそ1：1.85となる。
- 17) ただし、檜皮葺屋根の棟を瓦で覆う場合は、下に軒瓦を込めない熨斗棟を採用することもできる(第13図1)。建物の格差を示すために、正殿(寝殿)を葺棟、対屋(脇殿)を熨斗棟にすれば、両者を合わせた軒瓦に対する平・丸瓦の割合は大きくなる。しかし、柳之御所遺跡における軒瓦と平・丸瓦との量比1：16.6に近づけるには、葺棟屋根の建物1棟に対して、同じ規模で同じ枚数の熨斗瓦を積んだ熨斗棟屋根の建物7棟が存在しなければ帳尻が合わない。非現実的な数値であるばかりでなく、瓦の出土状況や後述の平瓦の形態にも反する。
- 18) なお、中尊寺大池周辺で比較的多数の瓦が出土した「伝小経蔵跡南方遺跡」は、総瓦葺屋根の建物と考えられていた[矢崎1964]。しかし、近年、鎌田勉は柳之御所遺跡出土瓦の検討成果を受けて、伝小経蔵跡南方遺跡も檜皮葺・葺棟屋根に復原した[鎌田1998a]。出土量比で判断する限り、これも総瓦葺屋根と考えて何ら支障はない。当時の発掘調査区が建物跡のみを対象として設定されている以上、建物周囲に四散した瓦

をカウントできない「出土絶対量」は、屋根復原の根拠にならない。

- 19) なお、報告書の考察[岩手県埋文センター1995-分冊3の93頁]では、柳之御所遺跡における瓦出土遺構を分析して、「複数の遺構に異なる製作技法の瓦が廃棄されていたので、それらは別々の建物に使用されていた」と推測している。具体的には「瓦大破片が集中的に廃棄されていた」井戸「28SE3や28SE17」が「埋められた時期は瓦が廃棄された時期を示す」と考え、28SE3からは「20強5糸布型、20弱0糸布型」、「28SE17からは20強8糸型」が出土している事実、磨耗した「Ⅱ陰左巴陽連珠陽剣頭文軒丸瓦」が出土した「28SE16は1170年頃よりいくらか後に埋められ」、「28SE3は折敷の年輪年代測定の結果から、1175年以降に埋められた」と推定できる事実を挙げている。論拠となった具体例を付表[岩手県埋文センター1995-分冊1]で検討すると、井戸28SE3から出土した軒平瓦2片、平瓦8片のうち、20強5糸布型の平瓦は1片、20弱0糸布型は2片、井戸28SE17から出土した平瓦12片のうち20強8糸型は9片で、井戸28SE16から出土した瓦の型式は不明である。本文の解説によれば、28SE3出土の瓦破片は20点、28SE17は23片で、28SE16は瓦の記載は無い。以上の出土量や出土状況から報告書の考察のような結論を導くのは大胆としか評しようがない。いずれにしても、出土絶対量が少ないから棟瓦だと主張する一方で、所用建物や所用時期を複数と考えるのは自己矛盾である。なお、平泉町教委が行った第13次調査における井戸(G-4C土坑2)の瓦(公称700片)を見る限り、各種の厚味・反り具合・縄目数の平瓦が混在する。
- 20) なお、平泉の都市プラン方位を追究する前川佳代は、無量光院阿弥陀堂主軸方位と周囲の土塁や堀の方位に時期差を想定し、「菅野成寛氏によると、無量光院は、初代清衡の命日に中島に座ると阿弥陀堂を見通して、後ろの金鶏山に夕日が沈むことを、考慮して造営された」ことを根拠に、「基衡は、保延4年(1138)と久安4年(1148)に清衡供養のために写経を行っている。保元3年(1158)は清衡の30年忌にあたる。ところが基衡は保元2年(1157)頃に頓死したという。無量光院は、基衡によって清衡30年忌に向けて建物が進められたが、功半ばで急死したため秀衡が引継ぎ造営した」と考えた[前川2000]。無量光院の造営開始、もしくは造営の契機を最も古く考える説である。しかし、平安時代後期の阿弥陀堂は、造営者が自分の極楽往生を祈願するのが主目的で、先祖供養を主目的に造営する例はむしろ少ない。無量光院を基衡発願とする解釈は、「文治注文」の記事からも、発掘調査成果からも導くことはできない。なお、前川が根拠とする菅野説の記述は、陰暦7月15日の盂蘭盆会の翌日が清衡の命日に当たる事実から「無量光院の選地が、盂蘭盆会および清衡命日を最大の理由としたのではないとしても、一要因として作用したであろう」[菅野1991]とはるかにひかえめである。
- 21) 無量光院のモデルとなった宇治平等院の鳳凰堂は、頼通の創建時には総瓦葺屋根ではなく、創建期の南都系軒瓦や中央官衙系軒瓦は、おもに鳳凰堂の葺棟に使用された[杉本1999]。鳳凰堂が現在のような総瓦葺となったのは、12世紀初頭、関白藤原忠実による「平等院修理」の結果であり、その際には八尾市に所在する向山瓦窯など河内系瓦屋の製品が多用された[杉本1993]。したがって、秀衡が無量光院阿弥陀堂のモデルとしたときは、平等院鳳凰堂は総瓦葺だったはずで、無量光院に瓦を葺かなかった理由は定かでない。秀衡の得た情報が古かったのか、あるいは瓦工人が動員できなかったのか。なお、鳥羽法皇が保延2(1136)年に供養した鳥羽離宮北殿の勝光明院も、平等院鳳凰堂をモデルとしており、工事を担当した大工季貞や仏師賢円・絵師応源等は鳳凰堂を実査して工事を進めている(『長秋記』長承3年5月1日条、同5日条)。『本朝

続文粹』巻第13所収の「鳥羽勝光明院供養」願文によれば、勝光明院中堂は「瓦葺二階」であるが、実際の工事経過を参照すれば、これは「木瓦葺」で(『長秋記』長承3年2月1日条、同保延元年6月1日条)、発掘成果でも勝光明院中堂に焼物の瓦を葺いた痕跡はないようだ(南孝雄氏教示)。これが創建鳳凰堂を意識したものとすれば、無量光院を焼物の瓦で総瓦葺にしなかった理由も同じかもしれない。

22) これは、鎮守府将軍や陸奥守に補任された秀衡時代の平泉が、国衙行政権行使の場であったという主張[高橋1958、岡田1993、菅野1995]にも関わるはずであるが、筆者の力量を越える問題なので、軽率な発言は慎んでおきたい。

参考文献

- | | | |
|------------------------|-------|--|
| 荒木伸介 | 1982年 | 「奥州藤原氏造営寺院をめぐる諸問題」『アガルマー澤柳先生古稀記念美術史論文集一』同朋舎 |
| 石田茂作(監修) | 1959年 | 『中尊寺』朝日新聞社 |
| 板橋 源 | 1954年 | 「平泉無量光院建立推定年代考」『岩手史学研究』17、岩手史学会 |
| 井上新太郎 | 1974年 | 『本瓦葺の技術』(太田博太郎監修)彰国社 |
| 人間田宣夫 | 1991年 | 「平泉館はベースキャンプだった」『月刊歴史手帖』第19巻7号、名著出版 |
| 岩越二郎 | 1958年 | 「平泉の寶相華文字瓦」『史迹と美術』第281号 |
| 岩手県文化振興事業団埋蔵文化財センター(財) | 1991年 | 『柳之御所跡—姿を現した居館跡—』 |
| 岩手県文化振興事業団埋蔵文化財センター(財) | 1995年 | 『柳之御所跡—一閑遊水池・平泉バイパス建設関連第21・23・31・36・41次発掘調査—』岩手県文化振興事業団埋蔵文化財調査報告書第228集 |
| 植山 茂 | 1990年 | 「11世紀後半の平安京所用瓦」『朱雀』第3集、(財)京都文化博物館 |
| 上野邦一 | 1991年 | 「楼閣山水之図についての建築的所見」『奈良国立文化財研究所年報1990』 |
| 上原真人 | 1978年 | 「古代末期における瓦生産体制の変革」『古代研究13・14』元興寺文化財研究所 |
| 上原真人 | 1986年 | 「仏教」『岩波講座日本考古学 第4巻』集落と祭祀、岩波書店 |
| 上原真人 | 1988年 | 「平安貴族は瓦葺邸宅に住んでいなかった—平安京右京一条三坊九町出土瓦をめぐる—」『高井悌三郎先生喜寿記念論集 歴史学と考古学』 |
| 上原真人 | 1991年 | 「平安貴族は瓦葺の家に住んだか」『争点 日本の歴史 第3巻 古代編Ⅱ』吉村武彦・吉川眞之編、新人物往来社 |
| 上原真人 | 1994年 | 「前期の瓦」『平安京提要』角川書店 |
| 上原真人 | 1995年 | 「京都における鎌倉時代の造瓦体制」『文化財論叢Ⅱ—奈良国立文化財研究所創立40周年記念論文集一』同朋舎出版 |
| 上原真人 | 1997年 | 『瓦を読む』歴史発掘11、講談社 |
| 上原真人 | 2000年 | 「(誌上参加)平安京からみた花立Ⅱ遺跡出土軒瓦の年代」『平泉フォーラム2000 瓦からみた平泉文化』平泉町教育委員 |

- 会・他
- 江谷 寛 1993年 「平安京出土瓦から見た平泉出土瓦の年代」『古代文化』45巻9号、(財)古代学協会
- 大石直正 1991年 「平泉館の構造」『国史学』143
- 大谷高等学校法住寺殿跡遺跡調査会 1984年 『大谷中・高等学校校内遺跡発掘調査報告書』
- 岡田清一 1993年 「基成から秀衡へ」『古代文化』第45巻第9号
- 金丸義一 1993年 「寝殿造と水辺」『日本史の中の柳之御所跡』平泉文化研究会編、吉川弘文館
- 鎌田 勉 1994年 「柳之御所跡出土瓦からの一考察—平泉の瓦成立の系譜と年代及び使用形態について—」『紀要XIV』(財)岩手県文化振興事業団埋蔵文化財センター
- 鎌田 勉 1995年 「陸奥国北部の瓦—胆沢城系瓦の様相と系譜—」『紀要XV』(財)岩手県文化振興事業団埋蔵文化財センター
- 鎌田 勉 1998年 a 「柳之御所遺跡出土瓦の製作者について」『紀要XVIII—20周年記念論集—』(財)岩手県文化振興事業団埋蔵文化財センター
- 鎌田 勉 1998年 b 「無量光院と加羅御所—12世紀平泉の「御堂御所」について—」『岩手県立博物館研究報告』第16号
- 加茂町教育委員会 1999年 『恭仁宮(京)跡発掘調査概要(平成10年度加茂町内遺跡発掘調査概報)』加茂町文化財調査報告第16集
- 川本重雄 1992年 「寝殿造の絵画資料」『奥州藤原氏と柳之御所跡』平泉文化研究会編、吉川弘文館
- 菅野成寛 1991年 「平泉無量光院考—思想と方位に関する試論—」『岩手史学研究』74、岩手史学会
- 菅野成寛 1995年 「藤原秀衡・泰衡期における陸奥国衙と惣社—都市平泉研究の視角から—」『岩手史学研究』78、岩手史学会
- 菅野成寛 1999年 「天治三年『中尊寺供養願文』の伽藍比定をめぐって」『日本史研究』445号、日本史研究会
- 木村捷三郎 1941年 「本邦に於ける埴瓦の研究」『仏教考古学論叢』考古学評論第3冊、東京考古学会(後に『造瓦と考古学—木村捷三郎先生頌寿記念論集—』1976年、真陽社。所収)
- 京都市文化観光局文化財保護課 1976年 「平安宮会昌門跡発掘調査概要」『京都市埋蔵文化財年次報告1975』
- 京都市埋蔵文化財研究所(財) 1981年 「白河南殿C調査区」『六勝寺跡発掘調査概要 昭和55年度』京都市埋蔵文化財調査センター
- 京都市埋蔵文化財研究所(財) 1982年 a 「左京二条二坊(2)」『平安京跡発掘調査概報 昭和56年度』京都市文化観光局
- 京都市埋蔵文化財研究所(財) 1982年 b 「第72次調査」『鳥羽離宮跡発掘調査概報 昭和56年度』京都市文化観光局
- 京都市埋蔵文化財研究所(財) 1983年 「第74次Ⅱ・75次・76次・79次発掘調査」『鳥羽離宮跡発掘調査概報 昭和57年度』京都市文化観光局
- 京都市埋蔵文化財研究所(財) 1986年 『栗栖野瓦窯跡発掘調査概報 昭和60年度』京都市文化観光局

- 京都市埋蔵文化財研究所(財) 1987年 『法勝寺跡発掘調査概報 昭和61年度』京都市文化観光局
- 京都市埋蔵文化財研究所(財) 1988年 「第123次調査」「第124次調査」『鳥羽離宮跡発掘調査概報 昭和62年度』京都市文化観光局
- 京都市埋蔵文化財研究所(財) 1989年 「平安宮内裏」『平安京跡発掘調査概報 昭和63年度』京都市文化観光局
- 京都市埋蔵文化財研究所(財) 1993年 『栗栖野瓦窯跡発掘調査概報 平成4年度』京都市文化観光局
- 京都市埋蔵文化財研究所(財) 1995年 a 『平安宮 I』京都市埋蔵文化財調査報告第13冊
- 京都市埋蔵文化財研究所(財) 1995年 b 「平安宮朝堂院宣政門」『京都市内遺跡発掘調査概報 平成6年度』京都市文化観光局
- 京都市埋蔵文化財研究所(財) 1996年 a 『木村捷三郎収集瓦図録』
- 京都市埋蔵文化財研究所(財) 1996年 b 「平安京左京八条三坊2」『平成6年度京都市埋蔵文化財調査概要』
- 京都市埋蔵文化財研究所(財) 1997年 『京都嵯峨野の遺跡—広域立会調査による遺跡調査報告—』京都市埋蔵文化財研究所調査報告書第14冊
- 京都市埋蔵文化財研究所(財) 1999年 a 「平安宮左馬寮—朝堂院跡・平安京右京一・二条二~四坊」『平成9年度京都市埋蔵文化財調査概要』
- 京都市埋蔵文化財研究所(財) 1999年 b 「平安京右京二条四坊・安井西裏瓦窯跡」『平成9年度京都市埋蔵文化財調査概要』
- 京都市埋蔵文化財研究所(財) 1999年 c 「平安宮左京二条二坊・高陽院跡」『平成9年度京都市埋蔵文化財調査概要』
- 京都府教育委員会 1980年 平安京跡(右京一条三坊九町)昭和54年度発掘調査概要『埋蔵文化財発掘調査概報1980-3』
- 京都府教育委員会 1981年 「平安京跡(右京一条三坊九町・十町)昭和55年度発掘調査概要」『埋蔵文化財発掘調査概報1981-1』
- 黒板昌夫 1954年 「無量光院の歴史的考察」『無量光院跡』埋蔵文化財調査報告第3、文化庁
- 神戸市教育委員会 1996年 「祇園遺跡 第1次調査」『平成5年度神戸市埋蔵文化財年報』
- 神戸市教育委員会 1997年 「祇園遺跡 第2次調査」「祇園遺跡 第3次調査」『平成6年度神戸市埋蔵文化財年報』
- 神戸市教育委員会 2000年 『祇園遺跡 第5次発掘調査報告書』
- 国宝中尊寺金色堂保存修理委員会 1968年 『国宝中尊寺金色堂保存修理報告書』彰国社
- 古代学協会(財) 1979年 『平安京高倉宮・曇華院跡の発掘調査』
- 近藤 豊 1972年 『古建築の細部意匠』大河出版
- 佐伯敬紀 1951年 「平泉花館遺址」『文化財調査報告』第1輯、岩手県教育委員会
- 斎藤利男 1992年 『平泉—よみがえる中世都市—』岩波新書(新赤版)214
- 佐川正敏 2000年 「12世紀の瓦作り」『平泉フォーラム2000 瓦からみた平泉文化』平泉町教育委員会・他
- 清水 擴 1976年 「持仏堂についての考察—住宅的仏堂誕生の一側面—」『日本建築の特質』太田博太郎博士還暦記念論文集刊行会、中央公論美術出版(改稿後「子院的邸宅と持仏堂」と改題して『平安

- 時代仏教建築史の研究—浄土教建築を中心に—』中央公論美術出版1992年所収)
- 杉本 宏 1993年 「平等院古瓦の新相—河内系軒瓦の様相・年代・背景—」『平安京歴史研究—杉山信三先生米寿記念論集—』
- 杉本 宏 1999年 「平等院造営の特質—鳳凰堂の南都系瓦と興福寺再建をめぐる—」『瓦衣千年—森郁夫先生還暦記念論文集—』
- 杉本 宏 2000年 「京都の瓦・平泉の瓦」『平泉フォーラム2000 瓦からみた平泉文化』平泉町教育委員会・他
- 杉山信三・岡田茂弘 1961年 「尊勝寺跡発掘調査報告」『平城宮発掘調査報告Ⅰ』奈良国立文化財研究所学報第10冊
- 杉山信三 1981年 『院家建築の研究』吉川弘文館
- 鈴木久男・上村和直・前田義明 1996年 「瓦」『新東寶記—東寺の歴史と美術—』東寺創建一千二百年記念出版編纂委員会、東京美術
- 大覚寺 1997年 『史跡大覚寺御所跡発掘調査報告—大沢池北岸域復原整備事業に伴う調査—』
- 高橋富雄 1958年 『奥州藤原氏四代』人物叢書12、吉川弘文館
- 太宰府天満宮 1988年 『太宰府天満宮』太宰府天満宮境内地発掘調査報告書第1集
- 鳥羽離宮跡調査研究所 1975年 『栢杜遺跡調査概報』
- 中里壽克 1992年 『中尊寺の漆芸』日本の美術No.318、至文堂
- 羽柴直人 2000年 「柳之御所遺跡に礎石建物がある可能性」『岩手考古学』第12号、岩手考古学会
- 服部勝吉 1931・32年 「平泉史蹟の保存について」『史蹟名勝天然紀念物』昭和6年4月～7年8月号
- 浜田耕作 1908年 「中尊寺金色堂の建立の目的と年代に就て」「金色堂建立年代に就ての補訂」『史学雑誌』第19編第9・10号(後に『日本美術史研究』座右寶刊行會、1940年所収)
- 原田良雄(編集) 1974年 『東北古瓦図録(内藤政恒先生蒐集)』石田茂作監修、雄山閣
- 平泉町教育委員会 1974年 『鈴沢地区緊急発掘調査(略報)』
- 平泉町教育委員会 1984年 『柳之御所跡発掘調査報告書—第13・14・15・16次発掘調査概報—』平泉町文化財調査報告書第3集
- 平泉町教育委員会 1990年 『東北電力鉄塔用地発掘調査報告書』平泉町文化財調査報告書第20集
- 平泉町教育委員会 2000年 「伽羅之御所跡第14次」『平泉遺跡群発掘調査略報』平泉町文化財調査報告書第75集
- 平泉町教育委員会・他 2000年 『平泉フォーラム2000 瓦からみた平泉文化』
- 平泉町文化財センター 2000年 『遺跡が語る平泉文化』柳之御所資料館第1回特別展図録
- 福山敏男・森暢 1944年 『平等院図鑑』桑名文星堂
- 福山敏男 1955年 「朝堂院概説」『大極殿の研究』平安神宮(後に「大極殿の研究朝堂院概説」と改題・補修して『住宅建築の研究』福山敏男著作集5、中央公論美術出版1984年所収)
- 藤島亥治郎(編著) 1995年 『平泉建築文化研究』吉川弘文館
- 藤島亥治郎 1998年 「平泉中尊寺の構想と現実」『建築史学』第30号

藤原良章	1988年	「中世の食器・考〈かわらけ〉ノート」『列島の文化史5』日本エディタースクール出版部
平安博物館	1976年	『平安宮大極殿跡の発掘調査』平安京跡発掘調査報告書第1輯、(財)古代学協会
平安博物館	1984年 a	『平安京左京四条三坊十三町一長刀鋒町遺跡一』平安京跡研究調査報告第11輯、(財)古代学協会
平安博物館	1984年 b	『法住寺殿跡』平安京跡研究調査報告第13輯、(財)古代学協会
細谷義治	1968年	「鳥羽離宮跡出土瓦の整理」『埋蔵文化財発掘調査概報1968』京都府教育委員会
本澤慎輔	1992年	「平泉を掘る」『奥州藤原氏と柳之御所跡』平泉文化研究会編、吉川弘文館
本澤慎輔	2000年	「平泉出土の瓦」『平泉フォーラム2000 瓦からみた平泉文化』平泉町教育委員会・他
本堂寿一	1994年	「所謂蝦夷館から柳之御所まで」『歴史評論』535号、歴史科学協議会編、校倉書房
前川佳代	2000年	「平泉の都市プラン—変遷と史的意義—」『寧楽史苑』第45号、奈良女子大学史学会
松本建速	1992年	「柳之御所跡におけるかわらけ存在の意味」『紀要XⅡ』(財)岩手県文化振興事業団埋蔵文化財センター
松本建速	1993年	「柳之御所跡出土かわらけ編年試案」『紀要XⅢ』(財)岩手県文化振興事業団埋蔵文化財センター
松本建速	1994年	「手づくねかわらけからみた個の解釈—柳之御所跡出土手づくねかわらけ製作者の「くせ」とそれから派生する諸解釈—」『紀要XⅣ』(財)岩手県文化振興事業団埋蔵文化財センター
三浦謙一	1990年	「柳之御所跡出土の木製品—速報—」『紀要X』(財)岩手県文化振興事業団埋蔵文化財センター
三浦謙一	1992年	「みちのく平泉藤原氏のトイレ」『月刊文化財』350号、文化庁
八重樫忠郎	1999年 a	「平泉・無量光院跡再考—近年の調査成果から—」『岩手考古学』第11号、岩手考古学会
八重樫忠郎	1999年 b	「平泉への道・平泉の道」『中世のみちと物流』(藤原良章・村井章介編)山川出版社
矢崎靖子	1964年	「岩手県平泉中尊寺伝大池址周辺遺跡出土瓦について—瓦の年代決定とそれに関する若干の問題—」『物質文化』3号、物質文化研究会
山崎信二	1980年	「大和における平安時代の瓦生産」『研究論集Ⅵ』奈良国立文化財研究所学報第38冊
山崎信二	2000年	『中世瓦の研究』奈良国立文化財研究所学報第59冊
義江彰夫	1991年	「都市平泉の構成と発展—柳の御所発掘に寄せて—」『月刊歴史手帖』第19巻7号、名著出版